

化学物質排出把握管理促進法（化管法）の概要

2025年2月5日

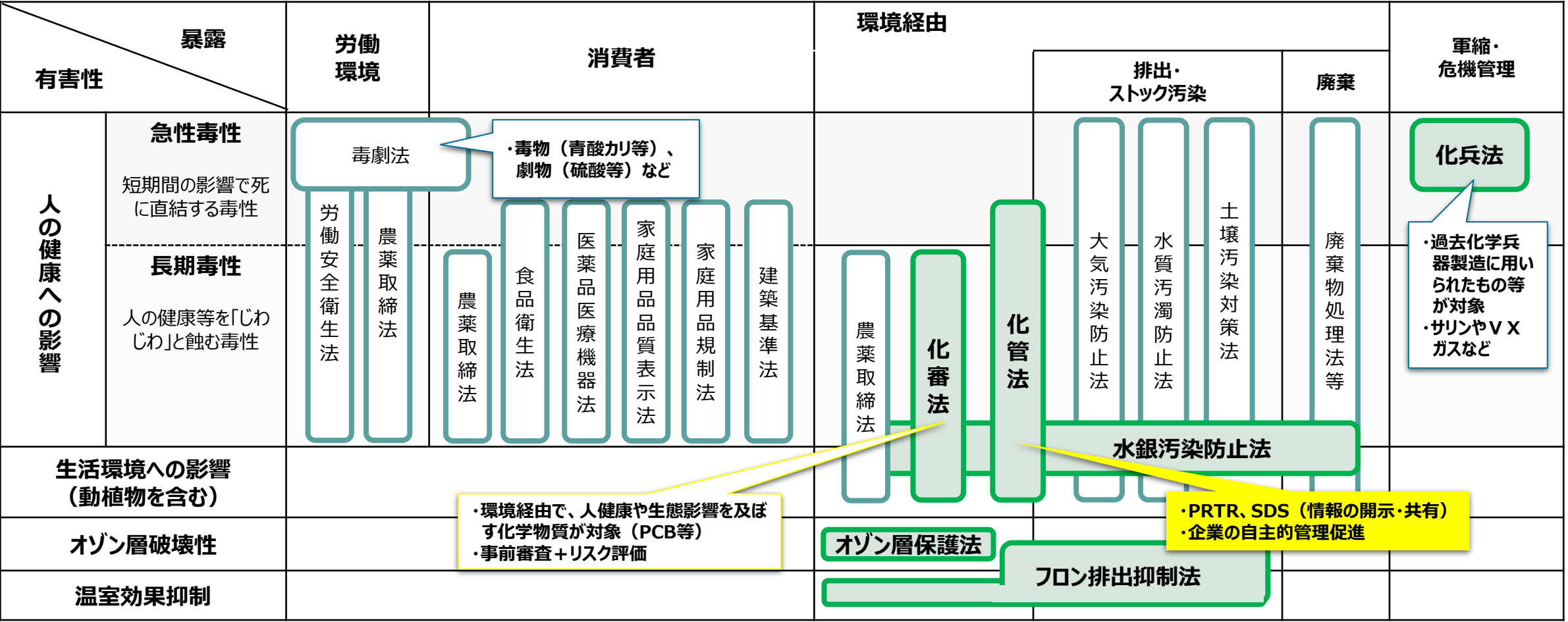
経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課 化学物質リスク評価室

1. 化学物質排出把握管理促進法（化管法）の概要	-----	03
2. P R T R 制度	-----	10
3. S D S 制度	-----	26
4. 最近の取組	-----	35
5. まとめ	-----	39

1. 化学物質排出把握管理促進法（化管法） の概要

日本の化学物質管理制度について

- 日本の化学物質管理法令は、有害性・ばく露経路等に応じて策定されている。



※経産省所管は緑色の6つの法令

化管法の概要

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

- 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。（法第1条）
- 事業者は国が定める化学物質管理指針に留意した化学物質管理を実施するとともに、進捗状況等の情報提供を行う等国民の理解を図るよう努めなければならない。（法第4条）

PRTR制度

(Pollutant Release and Transfer Register)

- 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物等に含まれての移動量を事業者が把握し、国に報告。
- 国は、事業者から届出された排出量・移動量の集計結果及び届出対象外の推計排出量を併せて公表。

事業者

行政

国民

<対象化学物質>

第一種指定化学物質(515物質)

※令和5年4月改正政令施行により対象化学物質が462物質から変更。

<対象事業者>

- 対象業種：政令で指定する24業種を営む事業者
- 従業員数：常用雇用者数21人以上の事業者
- 取扱量等：第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.5t以上）ある事業所を有する事業者等

SDS制度

(Safety Data Sheet)

- 有害性のおそれのある化学物質及び当該化学物質を含有する製品を、事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質の性状及び取扱い情報を提供することを義務づける制度。
- 化学物質の適正管理に必要な情報提供を義務づけ、事業者による自主管理を促進する。

化学製造・輸入業者

加工業者

卸売業者

小売業者

<対象化学物質>

第一種指定化学物質（515物質）及び第二種指定化学物質（134物質）

※令和5年4月改正政令施行により対象化学物質が変更（第一種：462物質、第二種：100物質）。

<対象事業者>

- 対象業種・従業員数・取扱量等に関わらず、指定化学物質及び指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）含有する製品を国内において他の事業者へ譲渡・提供する事業者

化管法関係政省令

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（施行令/政令）

- ・PRTR制度・SDS制度における指定化学物質（第1条、第2条）
 - ・PRTR制度の対象業種（第3条）
 - ・事業者の要件（第4条）
 - ・対象製品の要件（第5条、第6条）
- 等を規定

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（施行規則）

- ・第一種指定化学物質の排出量・移動量の算出方法、把握内容（第2条、第3条、特別要件施設の規定等：第4条）
 - ・届出に関する内容（届出の方法、届出の事項、届出様式等：第5条、第6条）
 - ・対応化学物質分類名への変更請求等（指定化学物質の使用その他の取扱いに関する情報が秘密情報である場合：第7条、第8条）
- 等を規定

指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（化管法SDS省令）

- ・指定化学物質等の情報提供方法（第2条）
 - ・提供しなければならない情報（第3条）
 - ・提供しなければならない情報の記載方法（第4条）
 - ・ラベル表示（第5条）
- 等を規定

第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令（集計省令）

- ・届出事項の集計の方法（第4条）
- 等を規定

化管法の対象物質

(法第2条、施行令第1、2条)

第一種指定化学物質：515物質（PRTR制度、SDS制度）

特定第一種指定化学物質※：23物質

※第一種指定化学物質のうち、発がん性、変異原性、生殖毒性について高い有害性が認められる物質、一定以上の生態毒性を有する物質で難分解性かつ高蓄積性を有する物質。

第二種指定化学物質：134物質（SDS制度）

⇒ 有害性（ハザード）とばく露可能性に着目して選定

有害性（ハザード）

- ・発がん性
- ・変異原性
- ・経口慢性毒性
- ・吸入慢性毒性
- ・作業環境毒性
- ・生殖発生毒性
- ・感作性
- ・生態毒性
- ・オゾン層破壊物質

ばく露可能性

第一種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング（「黒本」）の複数地域で検出
- 年間排出量10トン以上、移動量100トン以上（PRTRデータあり）
- 年間排出量推計値10トン以上（PRTRデータなし、化審法用途のみ）
- 製造・輸入量100トン（農薬10トン）以上（ 〃、化審法用途以外）
- 環境保全施策上必要な物質※

第二種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング（「黒本」）の1地域で検出
- 年間排出量1トン以上、移動量10トン以上（PRTRデータあり）
- 年間排出量推計値、製造・輸入量1トン以上（PRTRデータなし）

※ばく露性の基準を考慮せず、有害性基準に該当し自主管理が必要な物質

対象化学物質の確認方法

- 対象化学物質のリストは、経産省及びNITE*のホームページからダウンロード可能。

【管理番号リスト（新旧対照表）】

* NITE 独立行政法人製品評価技術基盤機構

全化学物質の管理番号、新旧政令番号、変遷について確認可能。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

【指定化学物質リスト（種別、政令番号順）】

（第一種指定化学物質）https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015class1.pdf

（第二種指定化学物質）https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015class2.pdf

【代表的なCAS登録番号】

NITEのホームページにて、代表的なCAS登録番号について確認可能。変遷についても確認可能。

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/data/R3_PRTR_SDS_LIST.xlsx

（一部抜粋）	管理番号 *1	CAS登録番号 *2	2021(R3)改正 物質名*3	2021(R3)改正 別名*4	2021(R3)改正 政令番号*5	2021(R3)改正 種別*6	【名称変更】 *7	【種別変更】*8	【追加】 *9
	1		亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種			
	2	79-06-1	アクリルアミド		1-003	第一種			
	3	140-88-5	アクリル酸エチル		1-004	第一種			
	4		アクリル酸及びその水溶性塩		1-006	第一種			
	5	2439-35-2	アクリル酸 2 -（ジメチルアミノ）エチル		1-007	第一種			
	6	818-61-1	アクリル酸 2 -ヒドロキシエチル		2-001	第二種		○	
	7	141-32-2	アクリル酸ブチル		1-009	第一種	○		

【確認済みのCAS登録番号】

NITEのホームページにて、参考情報として、対象化学物質に含まれることが確認されたCAS登録番号を記載。

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/data/R3_PRTR_SDS_ALL_LIST.xlsx

管理 番号	CAS登録番号		2021(令和3)年改正政令				2008(平成20)年改正政令				フラグ	
			政令番 号	種別	物質名	別名	政令番 号	種別	物質名	別名	水和物（注 1）	金属化合物 （注2）
1	557-13-1		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物			亜鉛
1	557-34-6		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物			亜鉛
1	557-42-6		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種	亜鉛の水溶性化合物			亜鉛

【英語版リスト】

NITE-CHIRP（英語版）にて、参考情報として掲載。

https://www.chem-info.nite.go.jp/en/chem/chrip/chrip_search/intSrhSpcLst?e_trans=&slScNm=RJ_02_002



nite Incorporated Administrative Agency
National Institute of Technology and Evaluation

[Change text size](#)
A A A



NITE-CHRP

NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE Chemical Risk Information Platform)

[NITE TOP](#) > [Chemical Management Field](#) > CHR

NITE-CHRP is a database provided information on Risk Assessments and Laws & Regulations, etc., of chemical substances.

Menu >

Lists of Laws and Regulations, etc.

 >

List

 >>>

Help

 >>>

Help

 >>>

+ Display by Decree number etc

[→ Display by CHRP ID and CAS RN](#)

Japan: PRTR-SDS Law (from April 2023)

Data Description

Category ALL ▾

[Downloading the search results](#)

Add/Remove list items

<<Previous Page 1-100 ▾ / 649 [Next Page>>](#)

100 ▾ results / page

	JPSN(Japan PRTR-SDS Number) ⚙️	Classification ⚙️	Cabinet Order Number ⚙️	Cabinet Order Name ⚙️
▶	1	I	1-001	Water-soluble compounds of zinc
▶	2	I	1-003	Acrylamide
▶	3	I	1-004	Ethyl acrylate
▶	4	I	1-006	Acrylic acid and its water-soluble salts

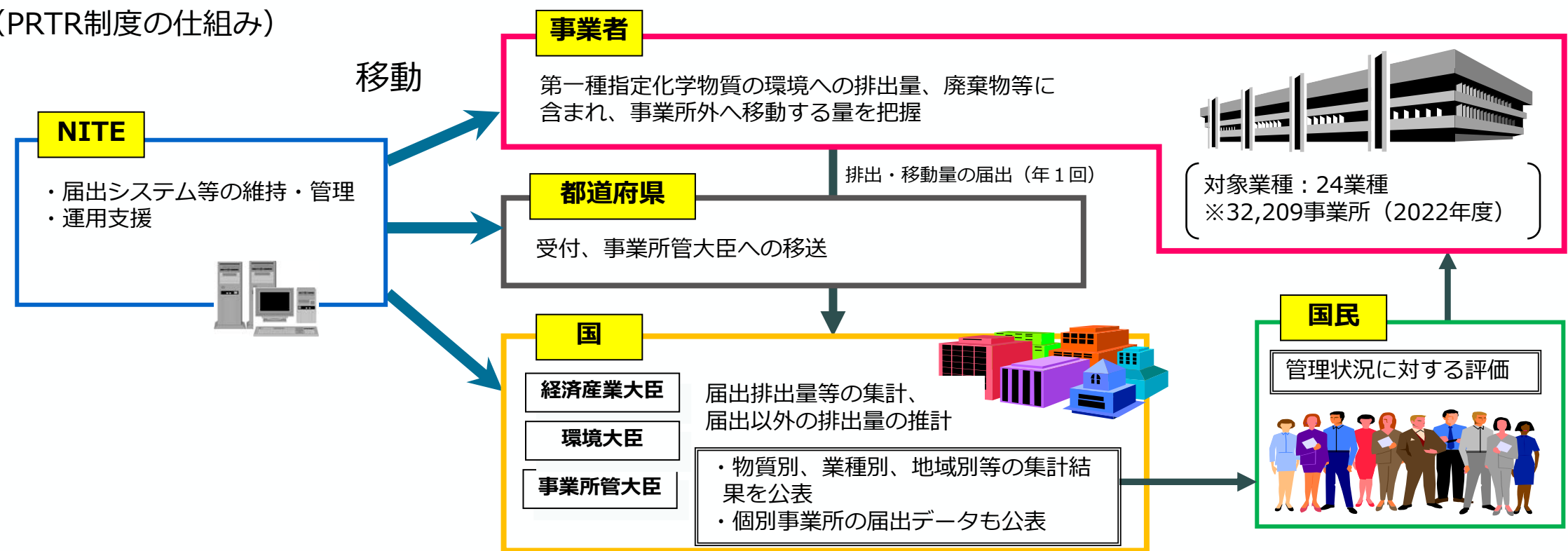
2. P R T R制度

PRTR制度

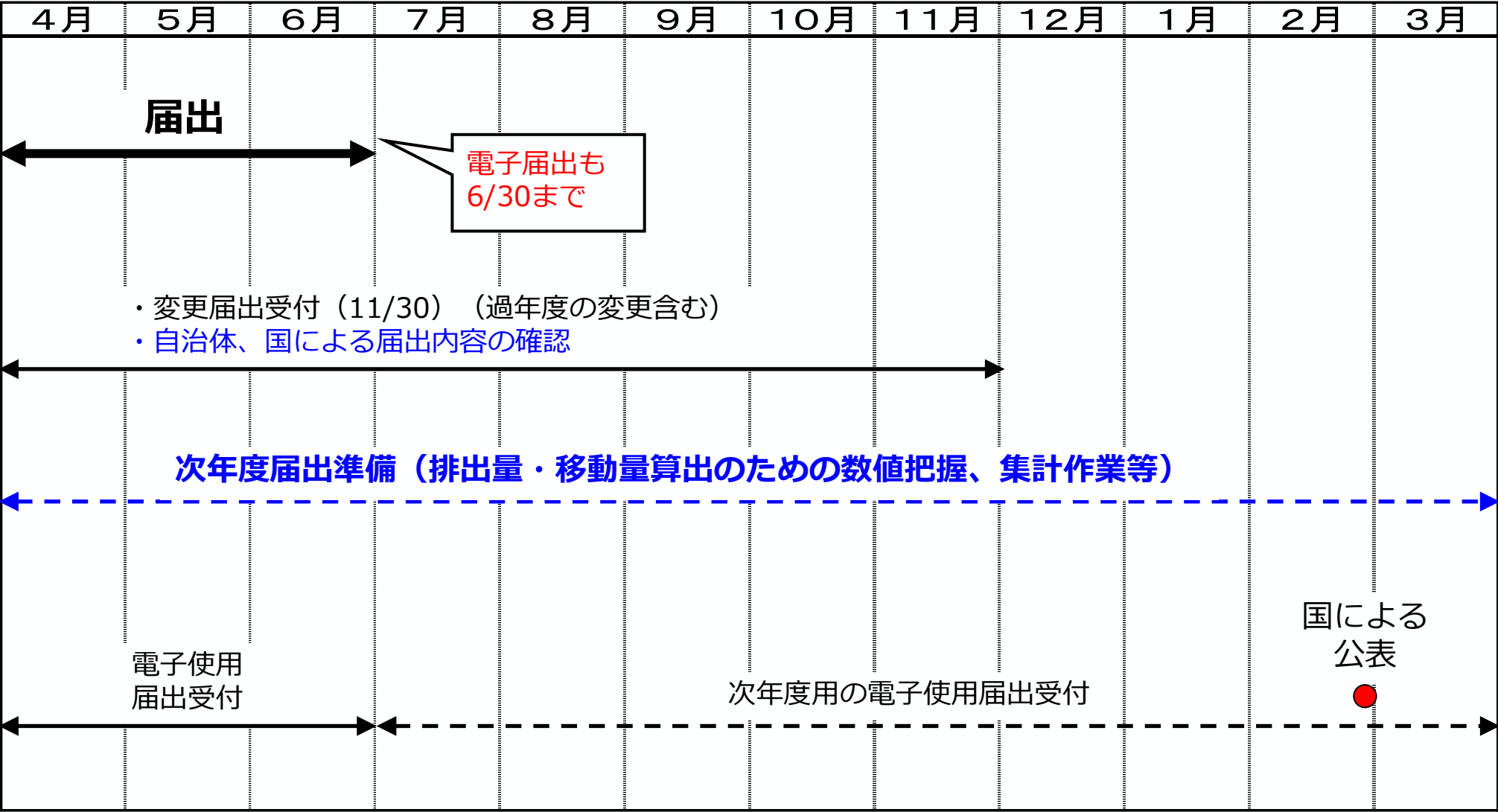
(法第5、8、9条)

- 化学物質排出移動量届出制度 (Pollutant Release and Transfer Register)
- 対象事業者は、事業活動に伴う環境中への化学物質の排出量等を年度ごとに把握し、都道府県知事を経由して国へ届出、国は届け出されたデータを集計し公表。

(PRTR制度の仕組み)



PRTR届出年間スケジュール



PRTR制度の対象物質・対象事業者

(法第2条、施行令第1、3～5条)

PRTR制度の対象物質

(法第2条、施行令第1条)

区分	物質数
第一種指定化学物質	515物質

PRTR制度の対象製品

(法第2条、施行令第5条)

第一種指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量%以上）含み、以下のいずれにも該当しない製品

例外的に把握をしなくてもよい製品とは



対象化学物質の含有率が少ないもの
対象化学物質の含有量が1%未満の製品(特定第一種指定化学物質の場合は0.1%未満)の製品



固形物(粉状や粒状のものを除く)
金属板や管等



密封された状態で使用する製品
乾電池等



一般消費者用の製品
家庭用洗剤、殺虫剤等



再生資源
金属くず、空き缶等

PRTR制度の対象事業者

(法第2条、施行令第3、4条)

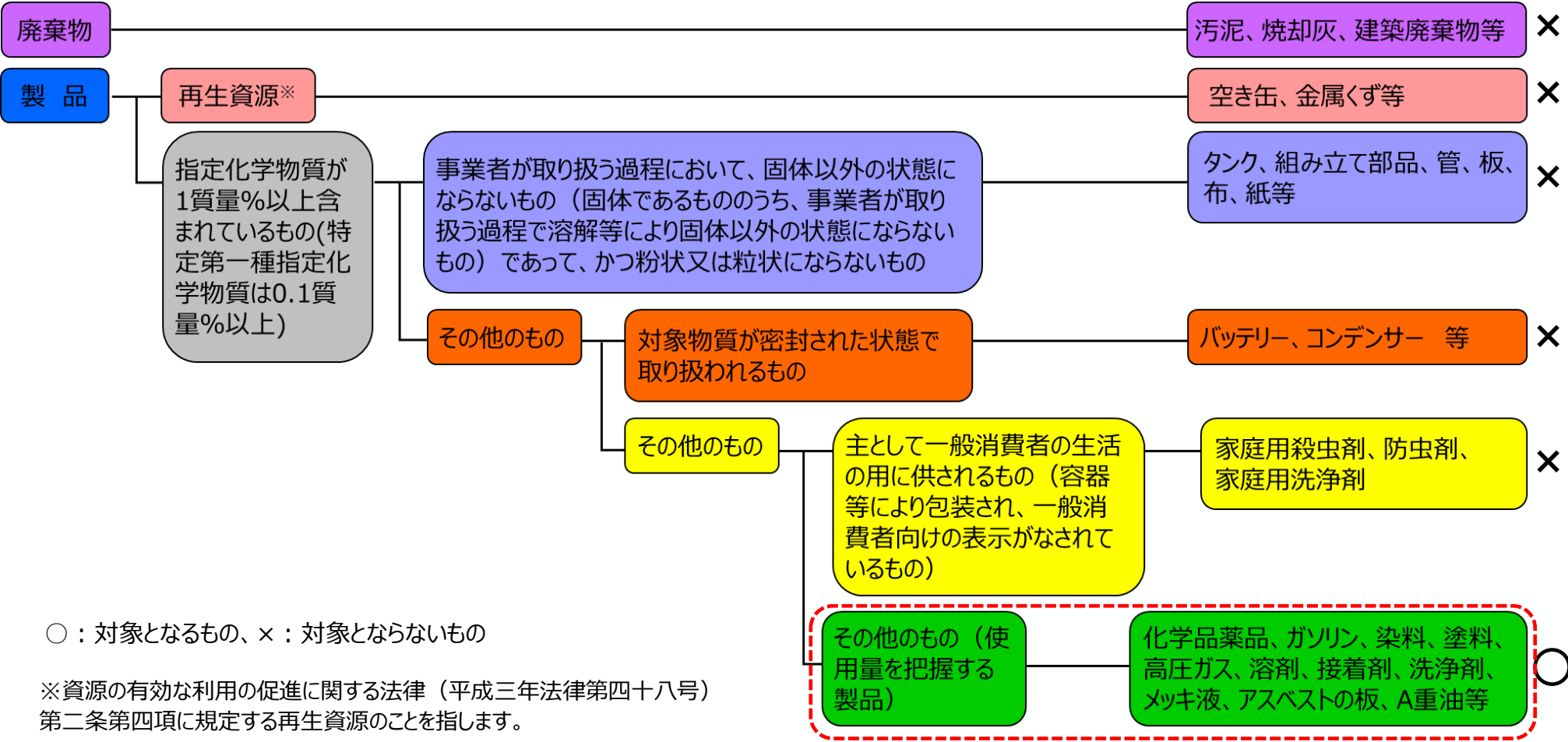
事業者単位

事業所単位

対象業種	対象業種として政令で指定している24種類の業種に属する事業を営んでいる事業者
事業者規模	本社及び全国の支社、出張所等を含め、全事業所を合算した従業員数が21人以上の事業者 ※いわゆる嘱託、パート、アルバイトが含まれる場合もある。
年間取扱量 (年間製造量 + 年間使用量)	いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1トン以上（特定第一種指定化学物質は0.5トン以上）の事業所を有する事業者等、又は他法令で定める特定の施設（特別要件施設※）を設置している事業者 ※鉱山保安法上の関連施設、下水道終末処理施設、一般廃棄物処理施設／産業廃棄物処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法上の特定施設

(参考) 対象製品

(施行令第5条)



(参考) PRTR届出対象業種一覧

(施行令第3条)

1	金属鉱業	4	電気業	20	一般廃棄物処理業 (ごみ処分業に限る。)
2	原油及び天然ガス鉱業	5	ガス業		
3	製造業	6	熱供給業	21	産業廃棄物処分業 (特別管理産業廃棄物処分業を含む。)
	a 食料品製造業	7	下水道業		
	b 飲料・たばこ・飼料製造業	8	鉄道業		
	c 繊維工業	9	倉庫業(農作物を保管する場合又は貯蔵タンクにより気体又は液体を貯蔵する場合に限る。)	22	医療業
	d 衣服・その他の繊維製品製造業			23	高等教育機関 (付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)
	e 木材・木製品製造業				
	f 家具・装備品製造業	10	石油卸売業	24	自然科学研究所
	g パルプ・紙・紙加工品製造業	11	鉄スクラップ卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)		
	h 出版・印刷・同関連産業				
	i 化学工業				
	j 石油製品・石炭製品製造業				
	k プラスチック製品製造業	12	自動車卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る。)		
	l ゴム製品製造業				
	m なめし革・同製品・毛皮製造業				
	n 窯業・土石製品製造業				
	o 鉄鋼業	13	燃料小売業		
	p 非鉄金属製造業	14	洗濯業		
	q 金属製品製造業	15	写真業		
	r 一般機械器具製造業	16	自動車整備業		
	s 電気機械器具製造業	17	機械修理業		
	t 輸送用機械器具製造業	18	商品検査業		
	u 精密機械器具製造業	19	計量証明業 (一般計量証明業を除く。)		
	v 武器製造業				
	w その他の製造業				

※第一種指定化学物質を環境中に排出すると見込まれる業種を、届出義務による事業者の負担も勘案し、決定。

届出事項- 1

(法第5条第2項、施行規則第6条)

事業所ごとの届出事項

- ・ 事業者の名称
- ・ 事業所の名称
- ・ 事業所の所在地
- ・ 事業所において常時使用される
従業員の数
- ・ 事業所において行われている
事業が属する業種



令和6（2024）年度届出から追加

法人番号の追加

保有されている場合は記載をお願いします！
※国税庁法人番号公表サイトで確認できます。

メールアドレスの追加

電子届出では、自動的に入力されます。

様式第1（第5条関係）

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年 月 日

主務大臣（都道府県知事）殿

届出者 (ふりがな) 住 所 〒
(ふりがな) 氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	(ふりがな) 事業者の名称		
	法人番号		
	前回の届出における名称		
	(ふりがな) 事業所の名称		
	前回の届出における名称		
	事業所の所在地	都道府県	市区町村
	(ふりがな)		
事業所において常時使用される従業員の数	人		
事業所において行われる事業が属する業種	業 種 名	業種コード	
	主たる事業		
	従たる事業		
第一種指定化学物質の排出量及び移動量	別紙番号1～		のとおり
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無（該当するものに○をすること）	1. 有		2. 無
担当者	部 署		
(問い合わせ先)	(ふりがな) 氏 名		
	電話番号		
	電子メールアドレス		
※受理日	年 月 日	※整理番号	

届出事項- 2

(法第5条第2項、施行規則第6条)



令和6（2024）年度届出から変更

管理番号の導入

電子届出では、届出システム届出項目に自動反映（継続物質は自動入力）。

- 第一種指定化学物質ごとの届出事項
- (化学物質の情報)
- 第一種指定化学物質の名称
 - 第一種指定化学物質の**管理番号**
- (排出量)
- 大気への排出
 - 公共水域への排出
 - 当該事業所における土壌への排出
(当該事業所における埋立処分を除く。)
 - 当該事業所における埋立処分
- (移動量)
- 下水道への移動
 - 当該事業所の外への移動
(下水道への移動を除く。)

別紙番号

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称												
第一種指定化学物質の管理番号		単位 kg mg-TEQ (※イカリン類の場合)										
排出量	イ 大気への排出											排出先の河川、湖沼、海域等の名称 ()
	ロ 公共用水域への排出											
	ハ 当該事業所における土壌への排出 (ニ以外)											
	ニ 当該事業所における埋立処分											
移動量	イ 下水道への移動											移動先の下水道終末処理施設の名称 ()
	ロ 当該事業所の外への移動 (イ以外)											
	当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類	廃棄物の処理方法 (該当するものに○をすること (複数選択可))										
		01 脱水・乾燥 04 中和 07 その他 02 焼却・溶融 05 破砕・圧縮 03 油水分離 06 最終処分										
		廃棄物の種類 (該当するものに○をすること (複数選択可))										
		01 燃え殻 10 動植物性残さ 02 汚泥 11 動物系固形不要物 03 廃油 12 ゴムくず 04 廃酸 13 金属くず 05 廃アルカリ 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 06 廃プラスチック類 15 鉱さい 07 紙くず 16 がれき類 08 木くず 17 ばいじん 09 繊維くず 18 その他										
※整理番号												

(参考) 管理番号の導入

- 事業者の負担軽減のために管理番号を導入（政令改正のたびにPRTR届出に必要な政令番号が変更されることとなる）。
- 管理番号は改正前の政令番号を基本として改正前の第1種指定化学物質、第2種指定化学物質、新たに追加された第1種指定化学物質、第2種指定化学物質の順に番号を付与。

管理番号の付与：
見直し前の第1種から
順番に付与しており、
462番までは見直し前
の政令番号と同一

指定物質から外れたものは、
セルをグレーで表記

管理番号	物質名称	別名	対応化学物質分類	元素等に換算する化学物質	2021 (R3) 改正				2008 (H20) 改正				変遷等				
					第一種	特定第一種	第二種	政令番号	第一種	特定第一種	第二種	政令番号	欠番	種変更・追加	範囲変更	新規追加	名称変更
1	亜鉛の水溶性化合物		1	亜鉛に換算	●			1-001	●			1-001					
2	アクリルアミド		4		●			1-003	●			1-002					
3	アクリル酸エチル		4		●			1-004	●			1-003					
4	アクリル酸及びその水溶性塩		4		●			1-006	●			1-004					
5	アクリル酸2－（ジメチルアミノ）エチル		4		●			1-007	●			1-005					
6	アクリル酸2－ヒドロキシエチル		4				●	2-001	●			1-006		▲			
7	アクリル酸ブチル		4		●			1-009	●			1-007					◇（ノルマル削除）
8	アクリル酸メチル		4		●			1-010	●			1-008					
9	アクリロニトリル		4		●			1-011	●			1-009					
10	アクロレイン		3		●			1-012	●			1-010					
11	アジ化ナトリウム		1						●			1-011	●				
12	アセトアルデヒド		3		●	●		1-017	●			1-012		□			
13	アセトニトリル		4						●			1-013	●				

把握する排出量等の区分

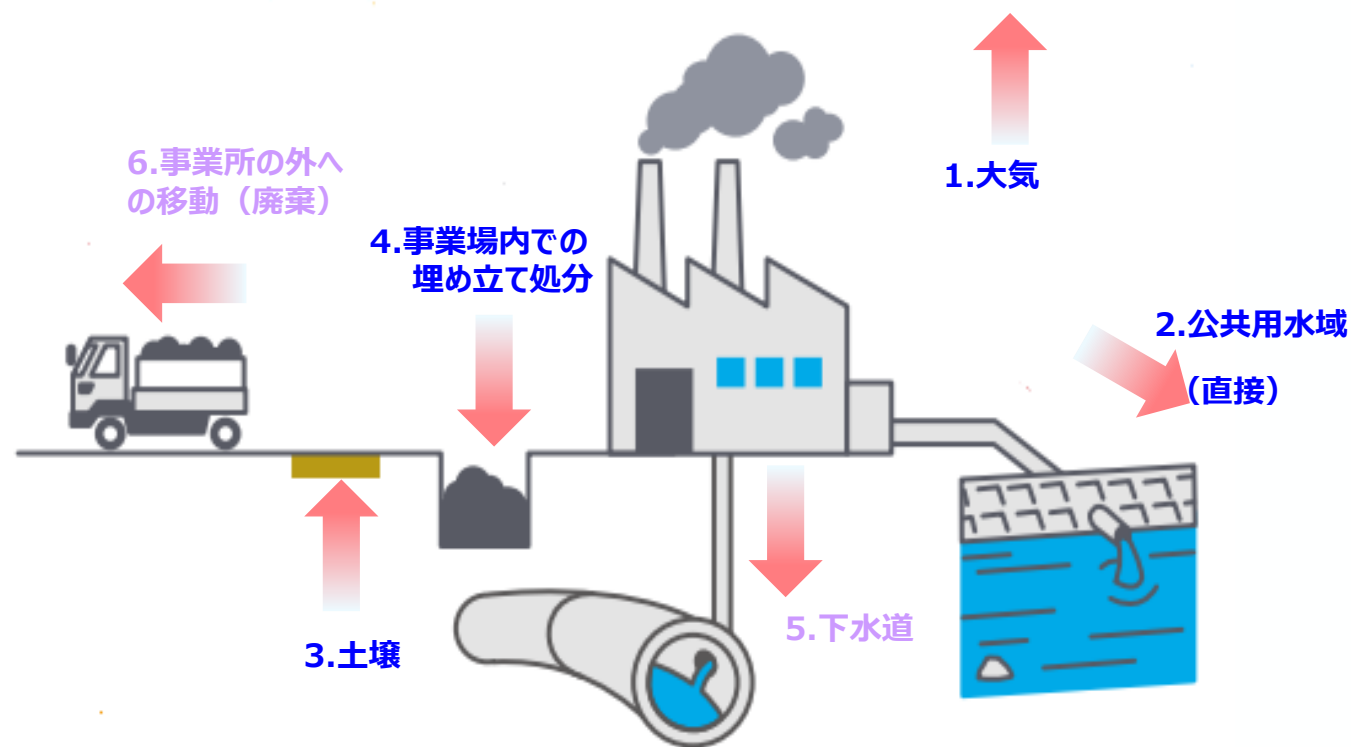
(施行規則第2～4条)

排出量

1. 大気への排出
2. 公共用水域への排出
3. 当該事業所における土壌への排出
4. 当該事業所における埋立処分

移動量

5. 下水道への移動
6. 当該事業所の外への移動（5によるものを除く）



把握する排出量等の算出・把握方法

(施行規則第2～4条)

算出方法 – 以下の5つの方法から選択

1. 物質収支を用いる方法：事業所に入ってきた量と出ていった量の差を求める

$$\text{排出量 または 移動量} = \text{年間取扱量} - \text{製造品としての搬出量} - \text{他の排出量・移動量}$$

2. 実測値を用いる方法：排ガス等の濃度を実測し、その数値に排ガス量等に乗じる

$$\text{排出量 または 移動量} = \text{排ガス、排水 または 廃棄物中の対象物質濃度} \times \text{年間の排ガス量、排水量 または 廃棄物量}$$

3. 排出係数を用いる方法※：取扱量に排出係数に乗じる

$$\text{排出量 または 移動量} = \text{排出係数} \times \text{年間取扱量}$$

4. 物性値を用いる方法：排ガス等に物性値（蒸気圧、溶解度など）に乗じる

$$\text{排出量 または 移動量} = \text{物性値を用いた計算による排ガス、排水 または 廃棄物中の対象物質濃度} \times \text{年間の排ガス量、排水量 または 廃棄物量}$$

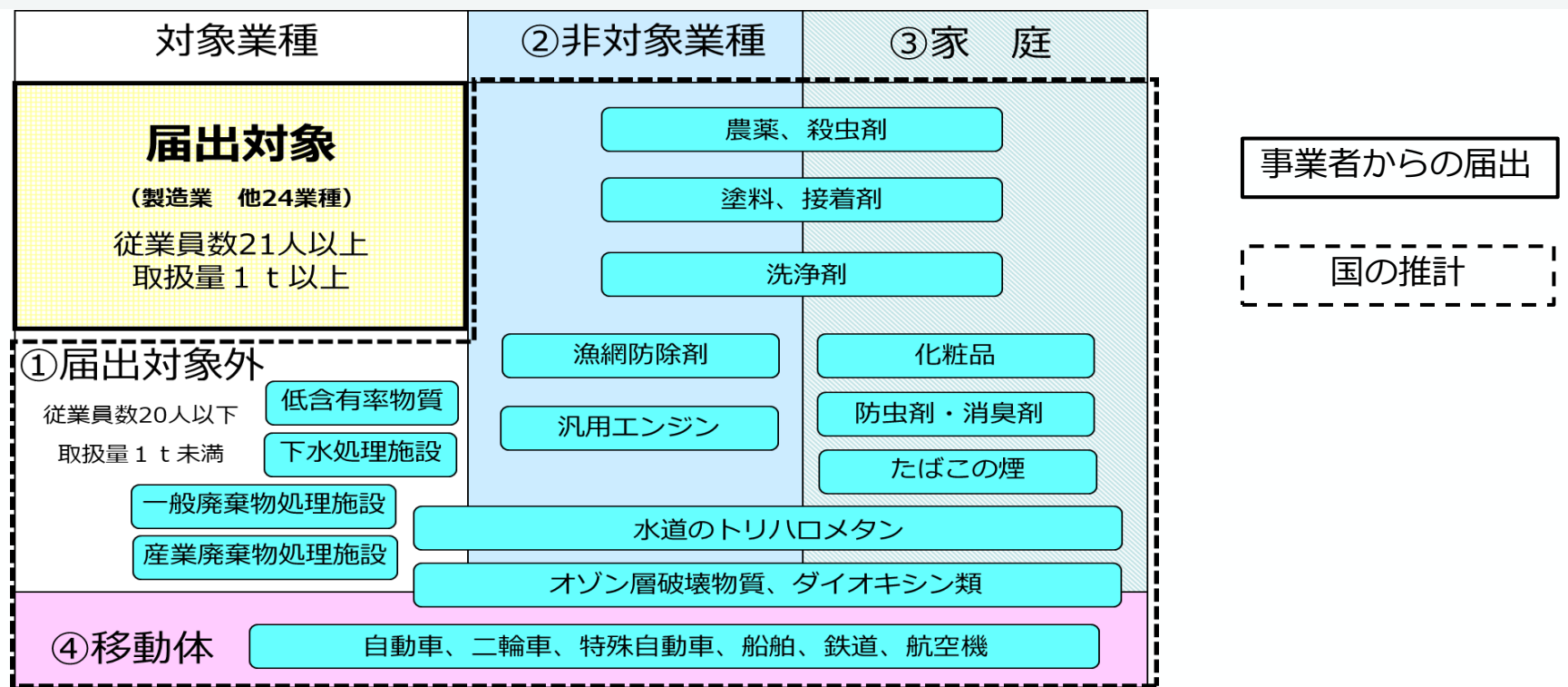
5. その他の確に算出できると認められる方法

※「PRTR排出量等算出マニュアル」（経済産業省・環境省）にて、詳細内容を掲載。排出係数は、業界が設定した排出係数等もあり、事業者が適宜選択。

P R T R届出・集計の区分

(法第9条第1項、集計省令第5条)

- 経済産業大臣及び環境大臣は、**対象事業者から届け出られた排出量以外の対象化学物質**の環境への排出量を推計し、届け出られた排出量の結果と併せて公表している。
- 推計を行う事項は、4つに分類（**①届出対象外**、**②非対象業種のみを営む事業者からの排出量**、**③家庭からの排出量**、**④移動体からの排出量**）されている。



公表内容

(法第8、9条、集計省令第4～6条)

- 届出内容、集計及び推計の結果を、経産省及び環境省のHPにて毎年公表。

●届出排出量・移動量の対象化学物質別集計結果

1. 排出・移動先別の集計

- ✓ 全国・全業種
- ✓ 都道府県別・全業種
- ✓ 全国・業種別
- ✓ 都道府県別・業種別

2. 従業員数区分別の集計

- ✓ 全国・業種別
- ✓ 都道府県別・業種別

●届出外排出量の推計値の対象化学物質別集計結果

3. 算出事項（対象業種・非対象業種・家庭・移動体）別の集計

- ✓ 全国
- ✓ 都道府県別

4. 移動体の区分（自動車・二輪車・特殊自動車・船舶・鉄道車両航空機）別の集計

- ✓ 全国
- ✓ 都道府県別

届出排出量・移動量の対象化学物質別集計結果

1. 排出・移動先別の集計

表1-1 全国・全業種 (PDF形式: 498KB) 

表1-2 都道府県別・全業種 (以下をお選びください PDF形式)

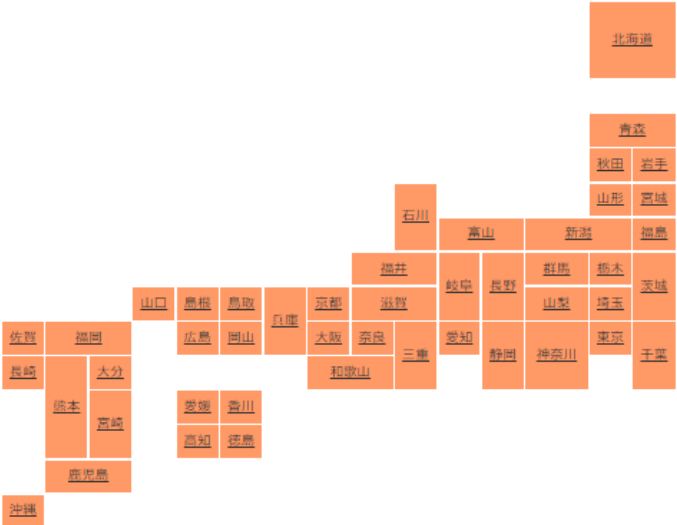


表1-3 全国・業種別 (業種リスト)

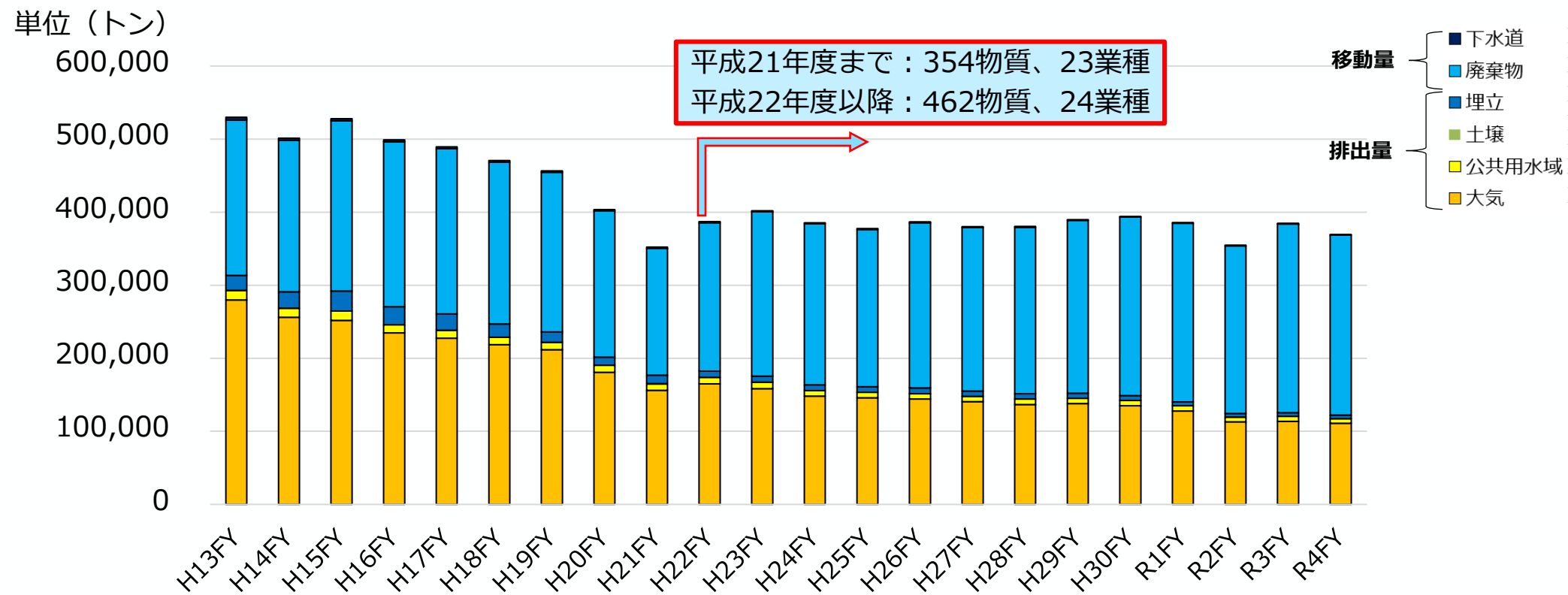
表1-4 都道府県別・業種別 (以下をお選びください PDF形式)

2022（令和4）年度PRTR届出排出量・移動量の概要

- 2022（令和4）年度における排出量・移動量は、369千トン（前年度比4.0%減）。
 - 排出量 122千トン（前年度比2.5%減）
 - 移動量 247千トン（前年度比4.7%減）

※届出事業所（約3万2千事業所）計

- 当該年度の届出外排出量（対象外事業者、家庭、移動体）は、187千トンと推計。



- 「PRTRけんさくん」（PRTRデータ分析システム）をインターネットで公開。
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/6a.html
- 個別事業所毎の事業所名、住所、業種、届出物質、排出・移動量等の表示、物質や地域ごとの集計や年度ごとの経年比較を行うことができる。

届出データ公表後、けん
さくさんからExcelでの出力
が可能となります！

全国(全データ)

	(kg)
大気	232,640,144
水域	11,227,855
土壌	252,276
埋立	24,608,974
下水道	2,890,801
廃棄物	225,818,455

大気 48.8%

水域 2.9%

土壌 0.1%

埋立 4.9%

下水道 0.6%

廃棄物 45.4%

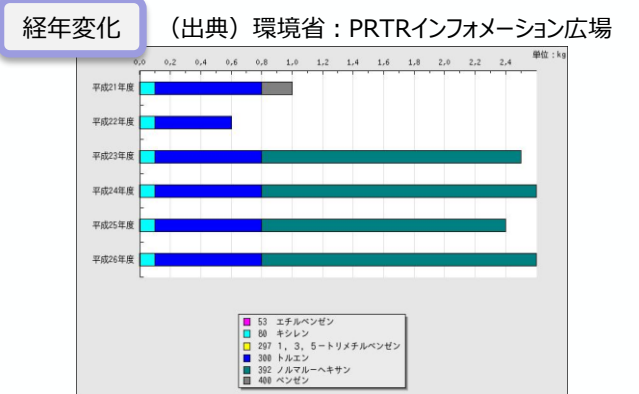
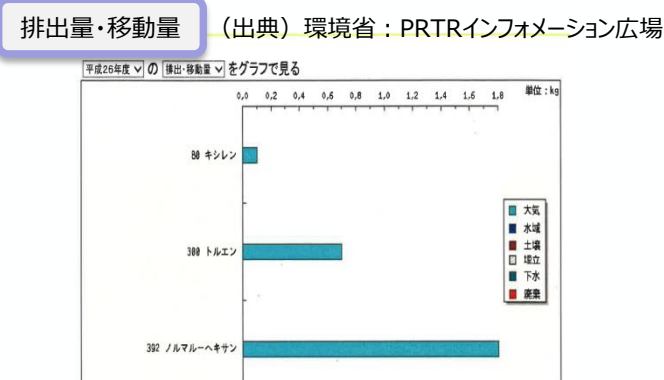
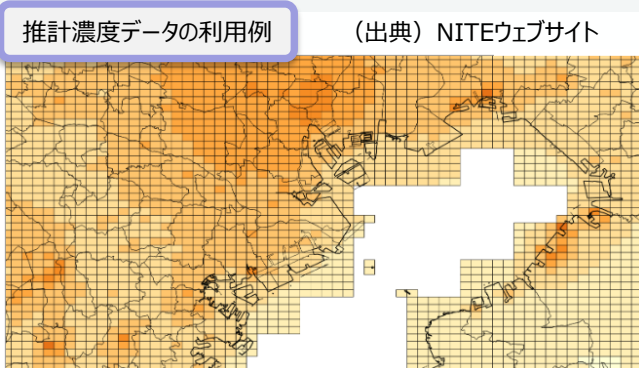
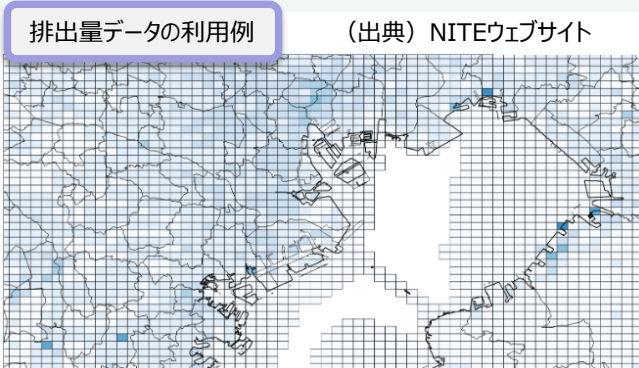
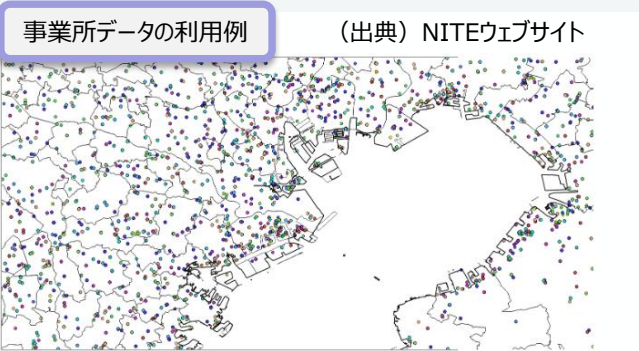
**透明性の高い情報の公開は、
地域住民の理解の増進にも寄与**

化学物質の排出状況等の情報提供- 2

- PRTR制度に基づき届出・推計されたデータ（事業所データ、排出量データ、推計濃度データ※）については、NITEホームページ※※上で公開。

※AIST-ADMERを用いて大気中推定濃度を計算 ※※ <https://www.nite.go.jp/chem/prtr/mapdata/index.html>

- ダウンロードデータは地図情報システム（GIS）ソフトにより、独自にデータの表示、解析、加工が可能。



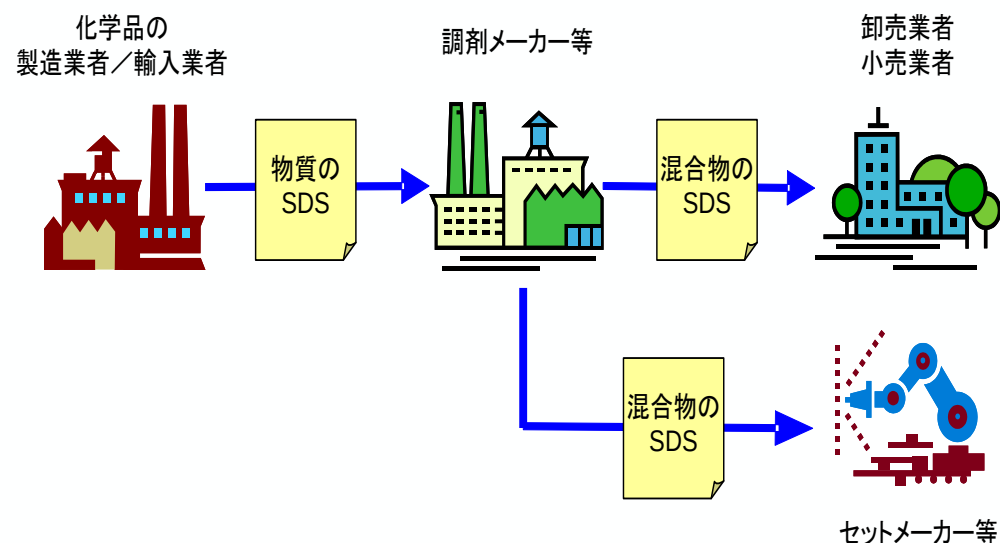
3. SDS制度

SDS制度とは

(法第14条)

- SDSとは、化学品の安全な取り扱いを確保するために、化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書。（Safety Data Sheet：安全データシート）
- 事業者間で化学品を取引する時まで提供し、化学品の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を、供給者側から受け取り側の事業者へ伝達するための仕組み。
- SDSは、これらの化学品を使用して作業をする労働者等にとって、取り扱い時等において、非常に有益な情報伝達ツールとなる。
- 国内では化管法その他、労安法、毒劇法でSDS制度が導入されている。

SDSの提供フロー



SDSの記載項目

(法第14条、SDS省令第3、4条)

- SDSの記載項目はGHSに対応した16項目。日本語で記載するよう規定している。
- SDSの作成、提供に際しては、国連GHS文書に対応しているJIS Z 7253に適合する方法で行うよう努めることとしている。

化管法	JIS Z 7253
指定化学物質又は製品の名称、指定化学物質等取扱事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先	項目 1 化学品及び会社情報
危険有害性の要約	項目 2 危険有害性の要約
製品が含有する第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称及びその含有率（有効数字2桁）	項目 3 組成及び成分情報
指定化学物質等により被害を受けた者に対する応急措置	項目 4 応急措置
指定化学物質等を取り扱う事業所において火災が発生した場合に必要な措置	項目 5 火災時の措置
指定化学物質等が漏出した際に必要な措置	項目 6 漏出時の措置
指定化学物質等の取扱い上及び保管上の注意	項目 7 取扱い及び保管上の注意
指定化学物質等を取り扱う事業所において人が当該指定化学物質等に暴露されることの防止に関する措置	項目 8 ばく露防止及び保護措置
指定化学物質等の物理的・化学的性状	項目 9 物理的及び化学的性質
指定化学物質等の安定性及び反応性	項目10 安定性及び反応性
指定化学物質等の有害性	項目11 有害性情報
指定化学物質等の環境影響	項目12 環境影響情報
指定化学物質等の廃棄上の注意	項目13 廃棄上の注意
指定化学物質等の輸送上の注意	項目14 輸送上の注意
指定化学物質等について適用される法令	項目15 適用法令
指定化学物質等取扱い事業者が必要と認める事項	項目16 その他の情報

GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）

- GHS (the Globally Harmonized System of classification and labelling of chemicals)とは、国連GHS文書により国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類基準・情報伝達方法。
- 欧州各国、米国、ロシア、中国等をはじめ84力国で導入されている。
- 分類基準や表示方法が調和できれば、各国の情報提供規則への対応のみで輸出可能となり、事業者の負担が減る。

GHSによる分類基準・情報伝達

分類

- 以下の危険有害性（ハザード）の分類基準
- 物理化学的危険性（爆発物、可燃性等 17項目）
 - 健康に対する有害性（急性毒性、眼刺激性、発がん性等 10項目）
 - 環境に対する有害性（水生環境有害性等 2項目）

情報伝達

ラベル



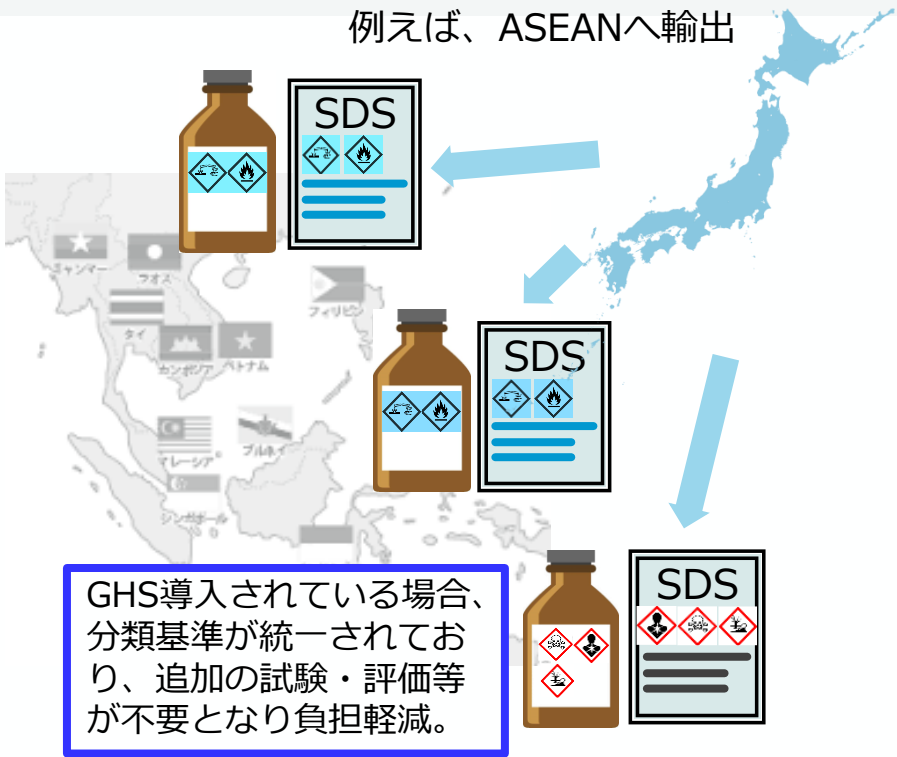
ラベルにより、化学品の危険有害性情報や適切な取扱い方法を伝達

SDS（安全データシート）



事業者間の取引時にSDSを提供し、化学品の危険有害性や適切な取扱い方法を伝達

- 【GHS導入のねらい】
- 人の健康や環境の保護を強化
 - 化学品の試験・評価の重複を回避
 - 事業者の負担軽減と国際競争力の強化に貢献
 - 自社の安全性イメージ向上に寄与



SDS制度の対象物質、提供方法等

(法第2、14条、施行令第1～6条、SDS省令第2、6条)

- 指定化学物質及び指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）含有する製品を国内において他の事業者へ譲渡・提供する事業者が対象。
- 昨今のデジタル化の進展を踏まえ、SDS省令を改正し、電子的な提供方法を柔軟化。

対象物質

区分	物質数
第一種指定化学物質	515物質
第二種指定化学物質	134物質
合計	649物質

提供方法



文書の交付



光ディスク等の交付



FAXの送信



電子メールの送信、インターネット掲載

令和4年度から
提供方法が柔軟化

SDS制度における「製品」とは

指定化学物質（第一種、第二種）を1質量%以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量%以上）含み、以下のいずれにも該当しない製品

例外的にSDSを提供しなくてもよい製品とは



対象化学物質の含有率が少ないもの
対象化学物質の含有量が1%未満の製品(特定第一種指定化学物質の場合は0.1%未満)の製品



固形物(粉状や粒状のものを除く)
金属板や管等



密封された状態で使用する製品
乾電池等



一般消費者用の製品
家庭用洗剤、殺虫剤等



再生資源
金属くず、空き缶等

※対象外製品は、PRTR制度と同じ

相手方が容易に閲覧できる方法を追加

- 指定化学物質、それを含有する製品を国内の他の事業者へ譲渡、提供する時まで提供。
- 提供したSDSの内容に変更の必要が生じた場合、速やかに、変更後の内容を含むSDSの提供に努める。
- 製品中の対象化学物質成分及び含有率といった機密情報は、別添として提供することも可能。

(参考) SDS作成について

SDS・ラベル作成ガイド (SDS作成をサポート)

SDS・ラベル作成方法、作成例を記載した化管法に基づくSDS・ラベル作成ガイドを作成、経産省HPで公表。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar/SDS_guidance.pdf



SDSの危険有害性項目

物理化学的危険性

- | | | |
|-----------------------------------|-----------|------------|
| ●爆発物 | ●引火性液体 | ●水反応可燃性化学品 |
| ●可燃性ガス（自然発火性ガス、
化学的に不安定なガスを含む） | ●可燃性固体 | ●酸化性液体 |
| ●エアゾール | ●自己反応性化学品 | ●酸化性固体 |
| ●酸化性ガス | ●自然発火性液体 | ●有機過酸化物 |
| ●高圧ガス | ●自然発火性固体 | ●金属腐食性化学品 |
| | ●自己発熱性化学品 | ●鈍性化爆発物 |

健康に対する有害性

- | | | |
|-------------------|-----------|------------------|
| ●急性毒性 | ●生殖細胞変異原性 | ●特定標的臓器毒性（単回ばく露） |
| ●皮膚腐食性／刺激性 | ●発がん性 | ●特定標的臓器毒性（反復ばく露） |
| ●眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 | ●生殖毒性 | ●誤えん有害性 |
| ●呼吸器感作性又は皮膚感作性 | | |

環境に対する有害性

- | | |
|----------|------------|
| ●水生環境有害性 | ●オゾン層への有害性 |
|----------|------------|

ラベル表示

(SDS省令第5条)

- 化管法SDS制度では、SDS提供を義務づけるとともに、ラベルによる表示に努めることが規定されている。化管法に基づくラベルの作成、提供に際しては、JIS Z 7253に適合する方法で行うよう努めることとしている。

ラベルに記載すべき情報

化管法	JIS Z 7253
指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性又は環境影響に対応する絵表示	危険有害性を表す絵表示 ③
注意喚起語	注意喚起語 ②
指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性及び環境影響	危険有害性情報 ④
指定化学物質等の貯蔵又は取扱い上の注意	注意書き ⑤
第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称	化学品の名称 ①
第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品の名称	
表示をする者の氏名（法人にあっては、その名称）、住所及び電話番号	供給者を特定する情報 ⑥
-	その他国内法令によって表示が求められる事項

モデルラベル

①

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
△△△△△△△△△△△△△△△△ (英名)
成分：□□□□□□□□□□□□□□□□□□
NET Wt. 15kg

②

危険

③



④

- ・引火性液体および蒸気
- ・飲み込むと有害
- ・生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い
- ・中枢神経系、腎臓の障害
- ・呼吸器への刺激のおそれ、または、眠気およびめまいのおそれ
- ・長期、または反復ばく露による血管、肝臓、脾臓の障害のおそれ
- ・飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ
- ・水生生物に非常に強い毒性
- ・重篤な眼の損傷
- ・皮膚刺激

⑤

【安全対策】

- ・使用前に取扱説明書を入手し、全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
- ・容器を密閉しておくこと。
- ・火花、裸火、高温体等の着火源から遠ざけること。禁煙。
- ・防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。

【応急処置】

- ・火災の場合：粉末消火剤、耐アルコール性泡消火剤、二酸化炭素又は水を用いて消火すること。
- ・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。口をすすぐこと。
- ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを使用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。ただちに医師に連絡すること。
- ・皮膚等に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を多量の水と石けんで洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の手当てを受けること。

【保管】

- ・涼しく換気のよい場所で、施設して保管すること。

【廃棄】

- ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託する。

【使用上の注意】

- ・貯蔵条件（低温）によって全体又は一部が固化することがあります。そのときは火気に注意の上、加温・溶融し、均一化してください。

⑥

日本GHS株式会社 東京都千代田区麹町〇-〇 電話：03-0000-0000

日本におけるGHS導入に向けた取組- 1

GHSに対応した日本産業規格（JIS）の整備、引用

- 日本国内では、GHSに対応する日本産業規格（JIS）を整備、国内SDS関連法令での引用。
 - ・ JIS Z 7252（GHSに基づく化学品の分類方法）
 - ・ JIS Z 7253（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））
- 2019（令和元）年5月、JISが改正され、現在、国連GHS文書第6版に対応。

GHSに基づくSDS及びラベル作成への支援（情報提供）

- GHSに基づく政府分類の公表
令和5年度までに約3,300物質のGHS分類結果を（独）製品評価技術基盤機構（NITE）HPにて公表。
（NITEHP：NITE統合版（GHS分類結果）） https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_index.html

NITE統合版（GHS分類結果）



- GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報の公表

GHS対応モデルラベル・モデルSDS



政府によるGHS分類結果に基づくモデルラベル・モデルSDSを厚生労働省HPにて公表。
（厚労省HP 職場のあんぜんサイト） https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

- 国連GHS文書の邦訳

「GHS関係省庁等連絡会議」において、国連GHS文書の原文から日本語への翻訳作業を実施、関係省庁等のHPにて公開。

（掲載URL） https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_text.html

日本におけるGHS導入に向けた取組- 2

GHSに基づくSDS及びラベル作成への支援（ツール提供）

●GHS分類ガイダンスの作成・公表

GHS分類をより正確かつ効率的に実施するための手引き。経産省HPからダウンロード可能。
国連GHS文書改訂6版に基づくJIS Z 7252：2019に対応。

（経産省HP） https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html

●NITE-Gmiccs（GHS混合物分類判定ラベル／SDS作成支援システム invented by METI）

JIS Z 7252に準拠した混合物のGHS分類判定、ラベル情報の出力、SDSの作成支援を行うシステム。
（独）製品評価技術基盤機構（NITE）のHPにて公表。

（NITEHP：NITE-Gmiccs） <https://www.ghs.nite.go.jp/>



●GHSパンフレットの作成・公表

GHSパンフレット「－GHS対応－化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS提供制度」を経産省と厚労省が共同で作成・各省HPで公表。

（経産省HP） https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar/GHSpamphlet.pdf

4. 最近の取組等

最近の主な法令改正①（指定化学物質等の見直し 施行令改正）

- 最新の有害性に関する知見や排出状況等を踏まえ、指定化学物質等の見直しを実施。
 - PRTR制度：（令和5年4月1日～）排出・移動量の把握 →（令和6年4月1日～）届出
 - SDS制度：（令和5年4月1日～）SDSの提供開始



最近の主な法令改正②（化学物質管理指針 指針改正等）

- 近年の災害の発生状況等を受け、①地方公共団体との連携、②災害による被害の防止に係る平時からの取組を留意事項として追加。
(令和4年11月)
- 事業者が具体的な方策を検討する際の一助となるよう、**取組の好事例を紹介する「災害による化学物質等による被害の未然防止に向けた好事例集」を公表**
(令和6年2月 経済産業省・環境省)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/pdf/shishin_jireishuu.pdf

＜ドラム缶の横置き落下防止例＞



＜実験室の試薬瓶の転倒・衝突対策の例＞



(参考) 化学物質管理指針

指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針（平成12年環境庁・通商産業省告示第1号）

- 化管法第3条に基づき、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、指定化学物質等取扱事業者が化学物質の管理に関して一般的・業種横断的に講ずべきと考えられる事項をガイドラインとしてまとめたもの。

化管法第3条第1項

第三条 主務大臣は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、化学物質の物理的・化学的性状についての科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱い等に関する技術の動向を勘案し、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等（以下「指定化学物質等」という。）の管理に係る措置に関する指針（以下「化学物質管理指針」という。）を定めるものとする。

環境大臣、経産大臣

- 化学物質管理指針の策定。



事業者

- 化学物質管理指針に留意し、指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行う。
- 管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努める。



化学物質管理指針に定めるべき事項 (化管法3条第2項)

- ① 指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いに係る設備の改善その他の指定化学物質等の管理の方法に関する事項
- ② 指定化学物質等の製造の過程におけるその回収、再利用その他の指定化学物質等の使用の合理化に関する事項
- ③ 指定化学物質等の管理の方法及び使用の合理化並びに第一種指定化学物質の排出の状況に関する国民の理解の増進に関する事項
- ④ 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の活用に関する事項

5. まとめ

本日のポイント

- 化管法は、**事業者による化学物質の自主的な管理**の改善の促進が目的のひとつ
- **PRTR制度**（排出量等の把握・届出・公表） と **SDS制度**（事業者間の情報提供）

 **電子届出をご利用ください！**

適切な化学物質管理を行うために、事業者の皆様の協力が不可欠です。

Q&A

- 化管法に関するQ&Aを経産省HPで公表しています。

【基本事項に関するQ&A】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/1.html

問54（輸入品のSDS）

化管法における指定化学物質、指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を輸入して、通関後そのまま客先へ直送することを考えています。海外の製造業者の用意するSDSは英文であり、作成者もその製造業者となっています。これをそのまま客先に渡すことは何か問題がありますか。もし日本語版が必要ということであれば、その文責は誰になりますか。

答 化管法に基づくSDSの提供義務は、化管法における指定化学物質、指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を国内の事業者譲渡・提供する事業者課されます。したがって、ご質問のような場合は、貴社に化管法に基づくSDSの提供義務があります。化管法に基づくSDSに記載する事業者の名称、住所、担当者の連絡先は、貴社の情報を記載してください。貴社が作成・提供する化管法に基づくSDSの文責は貴社にあります。また、化管法に基づくSDSは邦文（日本語）で作成・提供することと規定（SDS省令第4条）しています。

問91（化管法以外で国内でSDSを求める法令）

SDSの提供が義務化されている法令は、化管法以外にどのようなものがありますか。

答 国内において、化学品にSDSの提供を求める法令は、化管法のほかに、厚生労働省が所管する労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法です。各法令において、対象化学物質及び対象化学物質を含有する製品の場合はその裾切値をそれぞれ規定しています。詳細については、各窓口までお問い合わせください。



【PRTR制度に関するQ&A】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/manual_faq.html

【化管法SDS制度に関するQ&A】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html

さいごに

経済産業省化管法のページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

【政省令改正のページ】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8.html

【審議会・パブリックコメント情報のページ】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/info5.html

【PRTR制度】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/index.html

【PRTR電子届出】 NITEホームページ／PRTR電子届出方法はこちらから

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html>

【SDS制度】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds.html

【GHS】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs.html

【Q & A】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/qa.html

お問い合わせフォーム

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase

HPをリニューアル

The banner promotes the PRTR electronic submission system. It features a blue header with the text 'PRTR 届出 提出が紙より楽な 電子届出' (PRTR Submission: Easier than paper, electronic submission). Below this, there are three callouts: 'アプリDL不要 ブラウザ上で利用可能' (No app download, can be used on a browser), '間違いチェック 機能付きで 入力をサポート' (Error check function to support input), and '印刷が可能で 提出前確認も 安心' (Can be printed, so you can confirm before submission, giving you peace of mind). A red button says 'PRTR電子届出をここからはじめよう! >' (Let's start PRTR electronic submission from here!). The middle section has a large question '自分に関係ないと 思っていないですか?' (Don't you think it's not related to you?) and lists criteria: '従業員21名以上の企業はご注意ください!' (Please be careful, companies with 21 or more employees!) and '排出量ゼロでも対象なの?' (Even with zero emissions, are you a target?). It also mentions '誤解しやすい15のポイントを今すぐチェック! >' (Check 15 easily misunderstood points now!). The bottom section shows a timeline from '4/1 開始' (Start) to '6/30 締切' (Deadline) with the text 'ご存知ですか? PRTR届出期間 対象事業者の方は お忘れなく!' (Do you know? PRTR submission period, please don't forget!). A small note at the bottom says '※ 6/30が土日の場合は次の月曜が締切日となります。' (Note: If 6/30 is a weekend, the deadline will be the following Monday.) and a link '便利な電子届出はこちら >' (Click here for convenient electronic submission).

ご清聴ありがとうございました。



GHS・SDSの基礎

化学物質管理セミナー2024 第3回 化管法（SDS）編
2025年2月5日(水) 14:50-15:20

独立行政法人製品評価技術基盤機構
化学物質管理センター 情報基盤課

本講義の内容

1. GHSの基礎
2. 化学物質（単一物質）のGHS分類
3. 混合物（製品）のGHS分類
4. SDSの基礎

※実務では、国連GHS文書（原文）、法令、JIS等をご確認の上ご対応ください。

GHSの概要

化学品の分類および表示に関する世界調和システム

GHS (**G**lobally **H**armonized **S**ystem of **C**lassification and **L**abelling of Chemicals)



- 2003年7月に採択された国連勧告
- 化学品の危険有害性に関する**分類基準**
- **情報伝達に関する事項**（安全データシート（SDS）の内容および記述様式、ラベルに記載すべき項目）

（参考）厚生労働省 職場のあんぜんサイト

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankg_ghs.htm

↑ **国連GHS文書（パープルブック）** ※2年ごとに改訂

2023/07/27公開の改訂10版が最新（日本国内は改訂6版に準拠）

<https://unece.org/transport/dangerous-goods/ghs-rev10-2023>

GHSにおける「危険有害性」

【物理化学的危険性 17項目】

爆発物
可燃性ガス
エアゾール
酸化性ガス
高压ガス
引火性液体
可燃性固体
自己反応性化学品
自然発火性液体
自然発火性固体
自己発熱性化学品
水反応性可燃性化学品
酸化性液体
酸化性固体
有機過酸化物
金属腐食性化学品
鈍性化爆発物

【健康に対する有害性 10項目】

急性毒性
皮膚腐食性/刺激性
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
呼吸器感作性または皮膚感作性
生殖細胞変異原性
発がん性
生殖毒性
特定標的臓器毒性（単回ばく露）
特定標的臓器毒性（反復ばく露）
誤えん有害性

【環境に対する有害性 2項目】

水生環境有害性（急性／短期）
水生環境有害性（慢性／長期）
オゾン層への有害性

化学品がもつ悪影響が生じる潜在的な特性。
物理化学的危険性、健康有害性及び環境有害性がある。

（参考）日本産業規格JIS Z 7252:2019

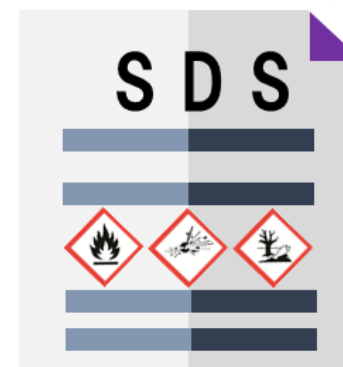


GHSが整備された背景

国によって**危険有害性の定義**や**表示およびSDS**に必要な情報が異なり、これらの違いは、健康と環境の保護や貿易に影響を及ぼしていた。



世界中のどこでも化学品の危険有害性情報が正しく伝達されることを目指して、**世界共通の分類基準及び情報伝達システム**を整備したもの。



✓ 目的

- 人の健康の維持と環境の保護を強化する
- 化学品の国際取引を促進する

✓ 範囲・対象

- 危険有害性を有する化学品（純粋な化学物質、希釈液、混合物）
- 労働者（労働分野）、消費者（消費者製品）、輸送関係者（輸送分野）、緊急時対応者

GHS分類とラベル・SDSの関係

分類

分類基準に従って、危険有害性区分を判定する。

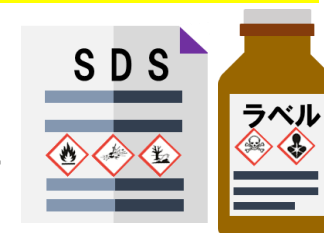
- ・国連GHS文書
- ・日本産業規格JIS Z 7252
- ・事業者向けGHS分類ガイダンス



情報伝達

分類結果を含む化学品に関する情報をラベル・SDSで伝える。

- ・国連GHS文書の附属書
- ・日本産業規格JIS Z 7253
- ・化管法に基づくSDS・ラベル作成ガイド(経済産業省)等



安全データシート（SDS）とは

安全データシート (SDS)		
改訂日 2018年03月16日		
1. 化学品等及び会社情報		
化学品等の名称	ホルムアルデヒド (Formaldehyde)	
製品コード	H29-B-039	
会社名	〇〇〇〇株式会社	
住所	東京都△△区△△町△丁目△△番地	
電話番号	03-1234-5678	
ファックス番号	03-1234-5678	
電子メールアドレス	連絡先@検セ.or.jp	
緊急連絡電話番号	03-1234-5678	
推奨用途及び使用上の制限	ポリアセタール樹脂・ユリア樹脂及びメラミン樹脂接着剤・フェノール樹脂・合成ゴム・メラミン樹脂（接着剤を除く）・ユリア樹脂（接着剤を除く）原料、溶剤	
2. 危険有害性の要約		
GHS分類	H30. 3. 16. 政府向けGHS分類ガイダンス（H25年度改訂版（ver1. 1）：JIS Z7252:2014準拠）を使用	
分類実施日 （物化危険性及び健康有害性）	GHS改訂 4 版を使用	
物理化学的危険性	可燃性／引火性ガス （化学的に不安定なガスを含む）	区分1
健康に対する有害性	高圧ガス	液化ガス
	急性毒性（経口）	区分4
	急性毒性（経皮）	区分3
	急性毒性（吸入：ガス）	区分2
	皮膚腐食性／刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分2
	呼吸器感受性	区分1
	皮膚感受性	区分1
	生殖細胞変異原性	区分2
	発がん性	区分1A
	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分1（神経系、呼吸器）
	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分1（中枢神経系、呼吸器）
分類実施日 （環境有害性）	環境に対する有害性はH18年度、GHS分類マニュアル（H18. 2. 10版）を使用	
環境に対する有害性	水生環境有害性（急性）	区分2
注） 上記のGHS分類で区分の記載がない危険有害性項目については、政府向けガイダンス文書で規定された「分類対象外」、「区分外」又は「分類できない」に該当する。なお、これらに該当する場合は後述の 11 項に記載した。		
GHSラベル要素 絵表示		
		

＜JIS Z 7253における定義＞

化学品について、化学物質、製品名、供給者、危険有害性、安全上の予防措置、緊急時対応などに関する情報を記載する文書。

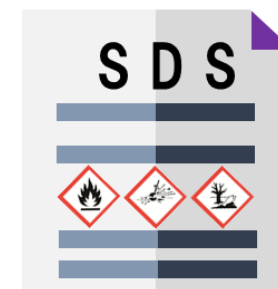
事業者の責任の下で情報を提供し、
人の健康及び環境に対する
災害・事故を防止することが目的

※化学品の安全性を謳うためのものではない！

SDSへの記載内容

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 化学品及び会社情報 | 9. 物理的及び化学的性質 |
| 2. 危険有害性の要約 | 10. 安定性及び反応性 |
| 3. 組成及び成分情報 | 11. 有害性情報 |
| 4. 応急措置 | 12. 環境影響情報 |
| 5. 火災時の措置 | 13. 廃棄上の注意 |
| 6. 漏出時の措置 | 14. 輸送上の注意 |
| 7. 取扱い及び保管上の注意 | 15. 適用法令 |
| 8. ばく露防止及び保護措置 | 16. その他の情報 |

GHS分類を実施しないとSDSが作成できない！



ラベルとは

<JIS Z 7253における定義>

化学品に関する情報要素のまとまりであって、
かつ、**化学品の容器に直接印刷貼付け又は添付されるもの。**



ホルムアルデヒド (Formaldehyde)		
成分: ○○○○○	CAS番号:	50-00-0
		
		
危険		
危険有害性情報		
極めて可燃性又は引火性の高いガス		
高压ガス:熱すると爆発のおそれ		
飲み込むと有害		
皮膚に接触すると有毒		
遺伝性疾患のおそれの疑い		
長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、呼吸器の障害		
注意書き		
【安全対策】		
熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。		
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。		
環境への放出を避けること。		
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。		
【応急措置】		
吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。		
眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。		
呼吸に関する症状が出た場合:医師に連絡すること。		
漏洩ガス火災の場合:漏えいが安全に停止されない限り消火しないこと。		
【保管】		
容器を密閉しておくこと。		
施錠して保管すること。		
日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。		
【廃棄】		
内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。		
【その他の危険有害性】		
情報なし		
供給者:○○○○株式会社		
毒物及び劇物取締法: 劇物		医薬用外劇物
消防法:		貯蔵等の届出を要する物質
ロットNo.		XYZ0123

(厚生労働省モデルラベルを基に編集 ホルムアルデヒド)

SDSから特に重要な情報を抽出し、視認性の良い記載にする。
労働現場では容器にラベルが貼付られていることが重要！

ラベルに必要な情報

- 危険有害性を表す絵表示
- 注意喚起語
- 危険有害性情報
- 注意書き
- 化学品の名称
- 供給者を特定する情報
- その他国内法令によって表示が求められる事項



GHS分類を実施しないとラベルが作成できない！

国内におけるGHS関連の法律

日本でGHSに基づくラベル・SDS作成を規定している法律は3つ（化管法、安衛法、毒劇法）

暴露 有害性		労働環境 (国内輸送)	消費者	環境経由	排出・スロク汚染	廃棄	危機管理
物理化学的 危険性		火薬類取締法 消 防 法 高圧ガス保安法				火薬類 取締法 高圧ガス 保安法	
人の健康への影響	急性毒性	毒 劇 法					化学兵器禁止法
	長期毒性	労働安全衛生法（安衛法） 農薬取締法	農薬取締法 食品衛生法 薬機法 家庭用品品質表示法 有害物質含有家庭用品規制法 建築基準法	農薬取締法 化学物質審査規制法（化審法） 化学物質排出把握管理促進法（化管法）	大気汚染防止法 水質汚濁防止法 土壌汚染対策法	廃棄物処理法等	
生活環境（動植物を含む）への影響					水銀汚染防止法		
オゾン層破壊性				オゾン層保護法 フロン排出抑制法			

日本におけるSDS三法

化管法

- SDSの提供義務
- ラベル表示の努力義務

安衛法

- SDSの提供義務
- ラベルの表示義務
- 対象物質以外でも危険有害性を有するすべての化学物質及びそれを含有する混合物のラベル表示及びSDS提供の努力義務

毒劇法

- 名称、含量、製造業者等の情報の容器・被包への表示義務
- 性状及び取扱いに関する情報等の提供義務

GHSに関連した日本国内の法律（いわゆるSDS三法）があるが、個別の法律にGHSに関する条項を追加するのは困難

事業者による法律／GHS対応を簡便化するため、日本国内のGHS共通ルールを**日本産業規格 JIS Z 7252、及びJIS Z 7253**として策定

さらに、GHS分類を正確かつ効率的に実施するための手引きとして、「**政府向けGHS分類ガイダンス**」及び「**事業者向けGHS分類ガイダンス**」を作成・公表

日本におけるSDS三法の対象物質イメージ nite

化管法

化管法における指定化学物質（第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質） 又は
指定化学物質を規定含有率以上含有する製品
⇒ 化管法に基づくラベル表示の努力義務 及び
SDS提供の義務

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html

安衛法

労働安全衛生法施行令別表第3第1号（製造許可物質）及び別表第9で指定された物質並びに（令和7年4月1日以降）労働安全衛生規則別表第2で指定された物質 又は
当該物質を裾切値（物質によって異なる。）以上含む混合物
⇒ 安衛法に基づくラベル表示の義務 及び
SDS交付等による通知の義務

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html

毒劇法

◆毒物：毒劇法別表第1、毒物及び劇物指定令（以下「指定令」という。）第1条に記載されている物質
◆劇物：毒劇法別表第2、指定令第2条に記載されている物質
⇒ 毒劇法に基づく容器・被包への表示義務 及び
その毒物劇物の情報（SDS）の提供義務

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130813-01.html>

GHSに関する日本産業規格（JIS）

JIS

GHS に基づく化学品の分類方法

JIS Z 7252 : 2019

(JICIA/JSA)

令和元年 3 月 23 日 改訂

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権 © 2019 日本工業標準調査会。複製・転載を禁じます。

日本産業規格(JIS)

・**JIS Z 7252:2019**

GHSに基づく化学品の分類方法

→**危険有害性の分類基準**に関する規格

JIS

GHS に基づく化学品の危険有害性情報の
伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び
安全データシート (SDS)

JIS Z 7253 : 2019

(JICIA/JSA)

令和元年 3 月 23 日 改訂

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権 © 2019 日本工業標準調査会。複製・転載を禁じます。

・**JIS Z 7253:2019**

GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法

→**ラベル・SDSの作成方法**に関する規格

国連GHS文書の内容を
日本のルールとして整理したのが2つのJIS

※日本産業標準調査会（JISC）のウェブページから閲覧が可能です。

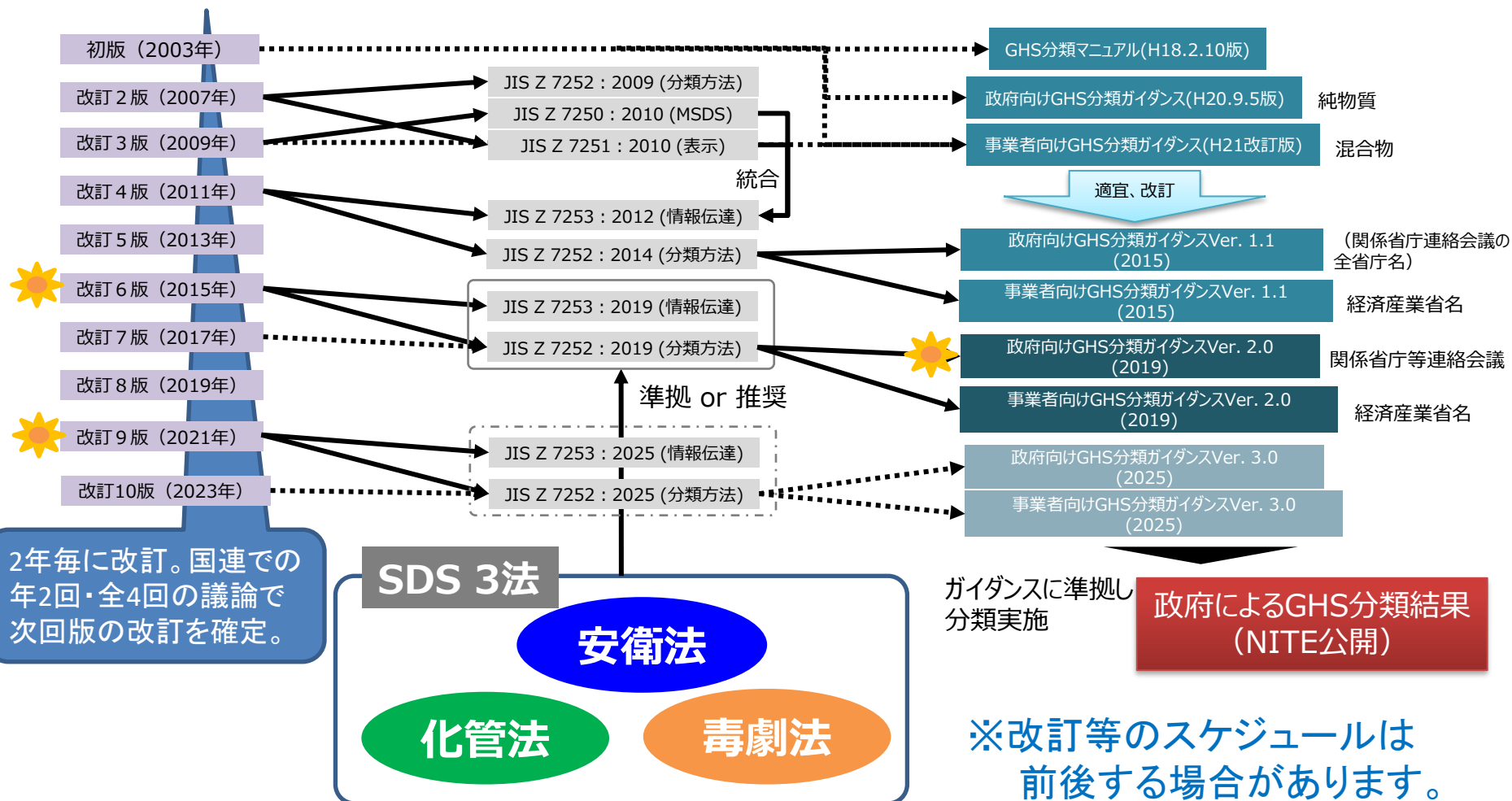
<https://www.jisc.go.jp/app/jis/general/GnrJISSearch.html>

国連GHS文書、国内法律、JIS、ガイダンス等の位置づけ

国連GHS文書

日本産業規格 (JIS)

GHS分類ガイダンス



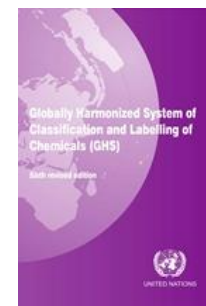
GHSにおける基本方針

物質および混合物に固有な危険有害性を特定

$$\text{危険有害性} \times \text{ばく露} = \text{リスク}$$

現時点で利用可能なデータに基づいて分類

試験の重複および試験動物の不必要な使用を避けるために、既存の制度により得られている試験データを受け入れることが推奨される。



(参考)国連GHS文書 仮訳

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_text.html

GHSにおける「危険有害性」

【物理化学的危険性 17項目】

爆発物
可燃性ガス
エアゾール
酸化性ガス
高压ガス
引火性液体
可燃性固体
自己反応性化学品
自然発火性液体
自然発火性固体
自己発熱性化学品
水反応性可燃性化学品
酸化性液体
酸化性固体
有機過酸化物
金属腐食性化学品
鈍性化爆発物

【健康に対する有害性 10項目】

急性毒性
皮膚腐食性/刺激性
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
呼吸器感作性または皮膚感作性
生殖細胞変異原性
発がん性
生殖毒性
特定標的臓器毒性（単回ばく露）
特定標的臓器毒性（反復ばく露）
誤えん有害性

【環境に対する有害性 2項目】

水生環境有害性（急性／短期）
水生環境有害性（慢性／長期）
オゾン層への有害性

※NITE-Gmiccsでは、人健康及び環境有害性が分類対象であり、物理化学的危険性については基本的に分類されません。

危険有害性区分とラベル要素の関係

分類基準に従って決定する危険有害性区分に応じて絵表示等のラベル要素が決まる。

例) 急性毒性(経口)

ATE (Acute Toxicity Estimates) ※のデータから健康有害性の区分を決定

大 危険有害性の程度 小

危険有害性区分			
区分1	区分2	区分3	区分4
ATE ≤ 5 [mg/kg体重]	5 [mg/kg体重] < ATE ≤ 50 [mg/kg体重]	50 [mg/kg体重] < ATE ≤ 300 [mg/kg体重]	300 [mg/kg体重] < ATE ≤ 2000 [mg/kg体重]

ラベル要素

絵表示				
注意喚起語	危険	危険	危険	警告
危険有害性情報	飲みこむと生命に危険 (H300)	飲みこむと生命に危険 (H300)	飲みこむと有毒 (H301)	飲みこむと有害 (H302)

(さらに、区分に応じた「注意書き」があります)

※ATEは、急性毒性値又は急性毒性推定値の両方を指します。

(パンフレット) – GHS対応 – 化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS提供制度

絵表示と危険有害性クラスの関係

※絵表示(ピクトグラム): 【シンボル】を赤い枠で囲んだもの

【炎】 	可燃性／引火性ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 など	【円上の炎】 	支燃性／酸化性ガス 酸化性液体・固体	【爆弾の爆発】 	爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物
【腐食性】 	金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重大な 損傷性	【ガスボンベ】 	高圧ガス	【どくろ】 	急性毒性 (区分 1 ～ 3)
【感嘆符】 	急性毒性 (区分 4) 皮膚刺激性(区分 2) 眼刺激性(区分 2 A) 皮膚感作性 特定標的臓器毒性 (区分 3) など	【環境】 	水生環境有害性	【健康有害性】 	呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (区分 1, 2) 吸引性呼吸器有害性

ラベル要素(絵表示、注意喚起語、危険有害性情報(Hコード)、注意書き(Pコード))は、GHSのそれぞれの危険有害性クラス及び危険有害性区分によって割り当てられます。割り当ての詳細については、国連GHS文書の附属書やJIS Z 7253を参照してください。

押さえておきたいポイント

選択可能方式 (Building block approach)

国際的な調和を念頭に一定の制限の下、各国はどの危険有害性クラス、区分を適用するか決めることができる。

濃度限界 (カットオフ値)

未試験の混合物を、成分の危険有害性に基づいて分類する場合に使用する成分の含有濃度の限界値

選択可能方式

(ビルディングブロックアプローチ)

日本では赤色の区分を採用していない。

- ・急性毒性: **区分5**
- ・皮膚腐食性／刺激性: **区分3**
- ・誤えん有害性: **区分2**

表1 「UN」、「JIS」で採用している GHS 分類区分

爆発物	不安定爆発物	区分 1.1	区分 1.2	区分 1.3	区分 1.4	区分 1.5	区分 1.6				
可燃性ガス	1A	1B	2								
エアゾールおよび加圧下化学品	1	2	3								
酸化性ガス	1	2	3								
高压ガス	圧縮	液化	深冷液化	溶解							
引火性液体	1	2	3	4							
可燃性固体	1	2									
自己反応性物質および混合物	タイプ A	タイプ B				タイプ C	タイプ D	タイプ E	タイプ F	タイプ G	
自然発火性液体	1										
自然発火性固体	1										
自己発熱性物質および混合物	1	2									
水反応可燃性物質および混合物	1	2						3			
酸化性液体	1	2						3			
酸化性固体	1	2	3								
有機過酸化物	タイプ A	タイプ B	タイプ C					タイプ D	タイプ E	タイプ F	タイプ G
金属腐食性物質および混合物	1							急性毒性			
鈍性化爆発物	1					2	3	4	皮膚腐食性/皮膚刺激性		

急性毒性	1	2	3	4	5※		
皮膚腐食性/皮膚刺激性	1A	1B	1C	2	3※		
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	1	2A	2B	授乳影響			
呼吸器感作性または皮膚感作性	1	1A	1B				
生殖細胞変異原性	1A	1B	2				
発がん性	1A	1B	2				
生殖毒性	1A	1B	2				
特定標的臓器毒性・単回ばく露	1	2	3				
特定標的臓器毒性・反復ばく露	1	2					
誤えん有害性	1	2※					
水生環境有害性 短期(急性)	1	2	3	4			
水生環境有害性 長期(慢性)	1	2	3				
オゾン層への有害性	1						

NITE-Gmiccs分類ロジック より抜粋

※「JIS」で非採用の分類区分

濃度限界（カットオフ値）：分類を行う値

例）発がん性

成分の分類：	混合物の分類基準となるカットオフ値／濃度限界：		
	区分1 発がん性物質		区分2 発がん性物質
	区分1A	区分1B	
区分1A 発がん性物質	$\geq 0.1\%$	--	--
区分1B 発がん性物質	--	$\geq 0.1\%$	--
区分2 発がん性物質	--	--	$\geq 0.1\%$ （注記1）
			$\geq 1.0\%$ （注記2）

国連GHS文書で濃度限界が併記されている場合がある。

注記1：区分2の発がん性物質成分が0.1%と1%の間の濃度で混合物中に存在する場合には、すべての規制所管官庁は、製品のSDSに関する情報を要求する。しかしながら、ラベル警告を求めるかどうかはそれぞれの判断（任意）となる。一部所管官庁は成分が0.1%と1%の間に混合物中に存在する場合にラベル表示を選択するであろうが、他の所管官庁は、通常、このような場合にはラベル表示を要求しないであろう。

注記2：区分2発がん性物質成分が $\geq 1.0\%$ の濃度で混合物中に存在する場合、一般にSDSとラベルの両方が期待される。

濃度限界（カットオフ値）：分類を行う値

混合物としては
区分2と推定される

例) 発がん性

成分の分類：	混合物の分類基準となるカットオフ値 / 限界：		
	区分1 発がん性物質		区分2 発がん性物質
	区分1A	区分1B	
区分1A 発がん性物質	$\geq 0.1\%$	--	
区分1B 発がん性物質	--	$\geq 0.1\%$	
区分2 発がん性物質	--	--	$\geq 0.1\%$ (注記1) $\geq 1.0\%$ (注記2)

併記されているカットオフ値のうち
日本では大きいほうの値で区分が付く

すべて
める
物中
場合

注記2

ベルの両方が期待される。

す
を求
混合
うな

とラ

濃度限界（カットオフ値）：分類を行う値

表2 「UN」、「JIS」で採用している濃度限界

	● 「JIS」で採用する濃度限界	「UN」で採用する濃度限界
発がん性区分 2	1.0%	0.1%
生殖毒性区分 1A 1B	0.3%	0.1%
生殖毒性区分 2	3.0%	0.1%
標的臓器毒性区分 1	10%	1.0%
標的臓器毒性区分 2	10%	1.0%

[NITE-Gmiccs分類ロジック](#) より抜粋

国連GHS文書で濃度限界が併記されている場合、
日本のJIS Z 7252では**大きいほうの値を採用**している。

※有効となる区分や採用しているカットオフ値は、各国の法令等を確認する必要がある。
NITE-Gmiccsでは便宜上、大きいほうの値を適用する分類判定ルールを「JISルール」、
小さいほうの値を適用する分類判定ルールを「UNルール」と呼んでいる。

濃度限界（カットオフ値）：分類を行う値

図表 3.5.46 呼吸器感作性物質又は皮膚感作性物質と分類する混合物成分の濃度限界

成分の分類		 混合物の分類基準となる濃度限界		
		呼吸器感作性 区分 1		皮膚感作性 区分 1
		固体及び液体	気体	全ての物理的状态
呼吸器感作性物質	区分 1	$\geq 1.0 \%$	$\geq 0.2 \%$	—
	区分 1A	$\geq 0.1 \%$	$\geq 0.1 \%$	—
	区分 1B	$\geq 1.0 \%$	$\geq 0.2 \%$	—
皮膚感作性物質	区分 1	—	—	$\geq 1.0 \%$
	区分 1A	—	—	$\geq 0.1 \%$
	区分 1B	—	—	$\geq 1.0 \%$

注) 分類 JIS の表 B.15 による。

分類を行う値とSDSを作成する値が異なる場合も

健康及び環境の各危険有害性クラスに対するSDSを作成する濃度

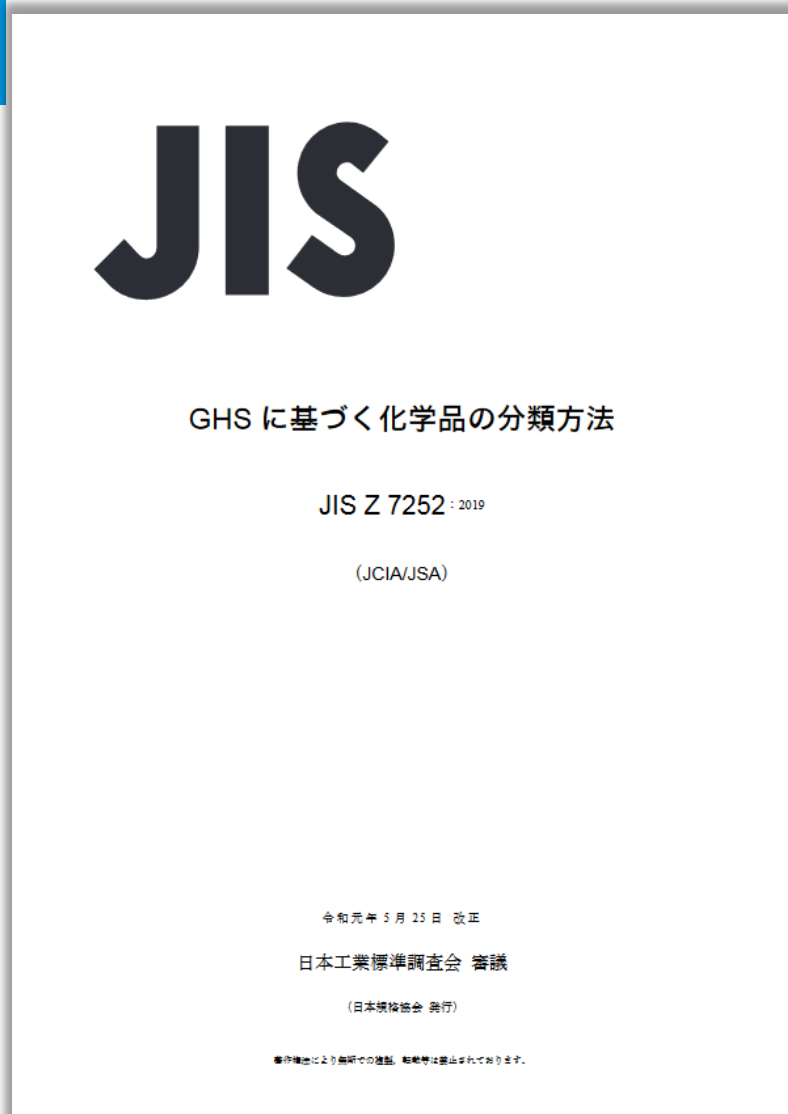
危険有害性クラス	SDSを作成する濃度 (ただし、国内法令によって別途定めがある場合には、この限りではない)
急性毒性	1.0 %以上
皮膚腐食性／刺激性	1.0 %以上
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	1.0 %以上
呼吸器感作性又は皮膚感作性	0.1 %以上 (※)
生殖細胞変異原性：区分1	0.1 %以上
生殖細胞変異原性：区分2	1.0 %以上
発がん性	0.1 %以上 (※)
生殖毒性	0.1 %以上 (※)
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	1.0 %以上 (※)
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	1.0 %以上 (※)
誤えん有害性：区分1	10 %以上の区分1の物質かつ40℃での動粘性率が20.5 mm ² /s以下
水生環境有害性	1.0 %以上

※分類を行う濃度未満であっても、SDSを作成する濃度以上で混合物中に存在する場合
当該成分のGHS分類区分及び濃度又は濃度範囲を記載する必要があるので注意！

本講義の内容

1. GHSの基礎
- 2. 化学物質（単一物質）のGHS分類**
3. 混合物（製品）のGHS分類
4. SDSの基礎

日本のGHS分類方法を規定する「分類JIS」 nite



← 日本産業規格 JIS Z 7252:2019
「GHSに基づく化学品の分類方法」

◆ 国連GHS文書の改訂6版に基づき、
日本におけるGHS分類方法を規定

◆ 危険有害性ごとに化学物質及び
混合物の分類基準が決まっている。

◆ 事業者自身で分類を実施する場合、
JIS Z 7252 又は 「事業者向け
GHS分類ガイダンス」を参照する。

※ JIS検索 (日本産業標準調査会)

<https://www.jisc.go.jp/>

○ GHS分類ガイダンス (経済産業省)

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html

JIS Z 7252
「GHSに基づく化学品の分類方法」

政府向けGHS分類ガイダンス

- ◆ JIS Z 7252に基づき、**関係省庁等**が「政府によるGHS分類事業」を正確かつ効率的に実施するためのもの。
- ◆ 主に**化学物質(単一物質)**の分類方法が記載されている他、**分類事業で使用する情報源**も記載。
- ◆ 国連GHS文書やJISの改正等に伴い、内容が更新される。

事業者向けGHS分類ガイダンス

- ◆ JIS Z 7252に基づき、**事業者**がGHS分類を正確かつ効率的に実施するためのもの。
- ◆ **化学物質(単一物質)**及び**混合物**の分類方法が記載されている他、**参考となる情報源**も記載。
- ◆ 国連GHS文書やJISの改正等に伴い、内容が更新される。

「政府によるGHS分類結果」(参考分類)



分類難しい...

健康に対する有害性

危険有害性項目	分類結果	絵表示 注意喚起語	危険 有害性 情報 (H コード)	注意書き (Pコード)	分類根拠・問題点
1 急性毒性（経口）	区分3	 危険	H301	P301+P310 P264 P270 P321 P330 P405 P501	ラットのLD50値として、124 mg/kg (EHC 49 (1985))、175 mg/kg (EU-RAR (2002))、180 mg/kg (ATSDR (2012))、203 mg/kg (EU-RAR (2002))、294 mg/kg、316 mg/kg、413 mg/kg (以上ATSDR (2012)) の7件のデータが報告されている。うち5件が区分3、2件が区分4に該当する。件数が多く、かつ有害性の高い区分を採用し、区分3とした。
1 急性毒性（経皮）	区分3	 危険	H311	P302+P352 P361+P364 P280 P312 P321 P405 P501	ラットのLD50値として、252 mg/kg (ATSDR (2012)) 及び400 mg/kg (EHC 49 (1985)) の2件のデータが報告されており、いずれも区分3に該当する。ウサギのLD50値として、941 mg/kg (ATSDR (2012)) 及び1,148 mg/kg (EU-RAR (2002)) の2件のデータが報告されており、1件が区分3、1件が区分4に該当する。件数が多く、かつ有害性の高い区分を採用し、区分3とした。
1 急性毒性（吸入：ガス）	分類対象外	-	-	-	GHSの定義における固体である。
1 急性毒性（吸入：蒸気）	分類対象外	-	-	-	GHSの定義における固体である。
1 急性毒性（吸入：粉塵、ミスト）	分類できない	-	-	-	データ不足のため分類できない。
2 皮膚腐食性／刺激性	区分外	-	-	-	ヒトへの事例 (EU-RAR (2002)、ACGIH (7th, 2005)) 及びウサギを用いた皮膚刺激性試験 (EU-RAR (2002)) から、軽度の刺激性を有すると考えられるため、区分外 (国連分類基準の区分3) とした。なお、EU CLP分類において本物質は、Skin Irrit. 2に分類されている (ECHA CL Inventory (Access on May 2017))。
3 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分2A	 警告	H319	P305+P351+P338 P337+P313 P264 P280	ウサギを用いた眼刺激性試験で、角膜混濁、結膜の発赤、結膜浮腫がみられ、21日間の観察期間で消失したとの報告 (EU-RAR (2002)) から、区分2Aとした。なお、EU CLP分類において本物質は、Eye Irrit. 2に分類されている (ECHA CL Inventory (Access on May 2017))。

「政府向けGHS分類ガイダンス」に基づき、関係機関が連携して主に**単一物質**の分類を実施

政府によるGHS分類結果

化学品を取り扱う事業者がラベル・SDS作成の参考に！
※同じ内容を記載しなければ
ならないといった義務はない。

○政府によるGHS分類結果

https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_download.html

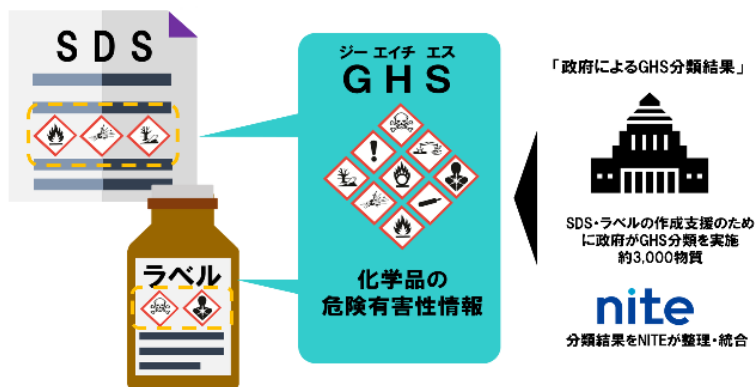
NITE統合版 政府によるGHS分類結果

nite

※「政府によるGHS分類結果」の最新版のみを集約したもの
(再分類された物質についても最新の分類結果のみ閲覧可)

NITE統合版 政府によるGHS分類結果 (Excel、HTML)

[View this page in English](#)



概要

NITE統合版 政府によるGHS分類結果は政府による分類事業で分類された結果をNITEが独自にとりまとめたものです。主なポイントは以下のとおりです。

<NITE統合版の特徴>

- ・政府によるGHS分類結果の最新版のみを掲載 (同じ物質で複数回、再分類された物質の最新の結果のみを統合)
- ・危険有害性が付与されない理由を分類結果に記載 (分類できない、分類対象外、区分に該当しない)
- ・全対象物質の危険有害性区分一覧表を整備
- ・全対象物質の分類根拠文章の一覧表を整備

下記のリンク先から個別分類結果 (Excel、HTML) 及び一覧表 (Excel) をご覧いただけます。

▶ NITE統合版 政府によるGHS分類結果一覧を閲覧する

▶ 全対象物質の危険有害性区分一覧表
をダウンロードする

▶ 全対象物質の分類根拠一覧表
をダウンロードする

▶ NITE-CHIRPから一覧情報を確認する

健康に対する有害性

危険有害性項目	分類結果	絵表示 注意喚起語	危険有害性情報 (Hコード)	注意書き (Pコード)	分類根拠・問題点	分類実施年度	分類ガイダンス等
1 急性毒性 (経口)	区分4		H302	P301+P312 P264 P270 P330 P501	ラットのLD50値として、800-1,600 mg/kg (ACGIH (7th, 2014)、NTP TR159 (1979))、800-4,020 mg/kg (NITE初版リスク評価書 (2008))、1,530 mg/kg (4件) (CICAD 75 (2009)、DFGOT vol. 25 (2009)、SIDS (2006)、環境省リスク評価第2巻・暫定的有害性評価シート (2003))、2,000 mg/kg (DFGOT vol. 25 (2009))、4,020 mg/kg (2件) (DFGOT vol. 25 (2009)、産衛学会許容濃度の提案理由書 (1998)、NTP TR159 (1979)) の9件の報告がある。最も多くのデータ (6件) が該当する区分4とした。	平成26年度 (2014年度)	ガイダンス Ver.1.0 (GHS 4版, JIS Z 7252:2014)

環境に対する有害性

危険有害性項目	分類結果	絵表示 注意喚起語	危険有害性情報 (Hコード)	注意書き (Pコード)	分類根拠・問題点	分類実施年度	分類ガイダンス等
11 水生環境有害性 短期 (急性)	区分に該当しない	-	-	-	魚類 (メダカ) の96時間LC50 > 99 mg/L (環境省生態影響試験, 2003) であることから、区分外とした。	平成24年度 (2012年度)	ガイダンス (H22.7版) (GHS 3版, JIS Z 7252:2009)
11 水生環境有害性 長期 (慢性)	区分に該当しない	-	-	-	急速分解性があり (良分解性 (2週間でのBODによる分解度: 85.2%) (既存点検, 1976))、魚類 (ニジマス) の60日間NOEC = 10 mg/L (SIDS, 2005)、甲殻類 (オオミジンコ) の21日間NOEC = 16 mg/L (環境省生態影響試験, 2003)、藻類 (Pseudokirchneriella subcapitata) の72-h NOEC = 32 mg/Lであることから、区分外とし	平成24年度 (2012年度)	ガイダンス (H22.7版) (GHS 3版, JIS Z 7252:2009)

例：無水フタル酸の分類結果抜粋

○NITE統合版 GHS分類結果

https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_nite_download.html

本講義の内容

1. GHSの基礎
2. 化学物質（単一物質）のGHS分類
- 3. 混合物（製品）のGHS分類**
4. SDSの基礎

混合物の分類手順

(a) 混合物そのものの試験データがあればそれを使用

物理化学的危険性

健康有害性

環境有害性

(b) つなぎの原則 (Bridging principles)

※後述の表に示す危険有害性項目に限る。また、物理化学的危険性には適用不可。

①希釈

健康有害性

環境有害性

②製造バッチ

③毒性の高い混合物の濃縮

④一つの危険有害性区分の中での内挿

⑤本質的に類似した混合物

⑥エアゾール

(c) 個々の成分に関する既知の情報に基づいて、混合物の危険有害性を推定 (加算式、カットオフ値/濃度限界 等)

※物理化学的危険性には適用不可。

健康有害性

環境有害性

(a) 混合物そのものの試験データがあればそれを使用

様々な成分を含む混合物（製品）として試験した結果がある場合（燃焼性試験や変異原性試験など）、その結果が最も優先される。



混合物X
(組成成分A、B、C、・・・)

混合物Xについて試験



混合物Xそのものの試験データ
(物性値や毒性値等)に基づき
GHS分類を実施

(b) つなぎの原則 (Bridging principles)

希釈

有害性があまりないと考えられる物質で希釈した場合、試験された元の化学物質/混合物と同等として分類してもよい。

製造バッチ

同じ製造業者が生産した試験していないバッチの同じ製品は、試験した製造バッチの有害性と同等とみなせる。
ただし、バッチ間で有害性が変動する場合は新しく分類する。

毒性の高い混合物の濃縮

区分1や細区分 1 Aに分類される成分を濃縮する場合、追加試験無しで区分 1 又は 1 Aにしてもよい。

一つの有害性区分内での内挿

3つの混合物 (A,B,C) が同じ成分Dをもち、AとBが試験されて主にDにより同じ有害性区分にある場合で、さらにCの成分DがAとBの中間濃度であれば同じ有害性区分と推定される。

本質的に類似した混合物

A+B (試験済み)、C+B (試験なし) という2種類の混合物がある。AとCの有害性区分が同等であり、同程度混合されているBは有害性に影響しないと考えられれば、C+BはA+Bと同じ区分に分類してもよい。

エアゾール

エアゾール形態の混合物は添加した噴霧剤が噴霧時に有害性に影響しない条件下では、非エアゾール形態の混合物と同一の有害性区分に分類してもよい。

図表 3.4.1 健康に対する有害性、及び環境に対する有害性におけるつなぎの原則

有害性	希釈 (5.5.2 参照)	製造 パッチ (5.5.3 参照)	有害性の 高い混合 物の濃縮 (5.5.4 参照)	一つの有 害性区分 内での 内挿 (5.5.5 参照)	本質的に 類似した 混合物 (5.5.6 参照)	エアゾ ール (5.5.7 参照)
急性毒性 (B. 1(本ガイダンス 3.5.1) 参照)	●	●	●	●	●	●
皮膚腐食性／刺激性 (B. 2(本ガイダンス 3.5.2) 参照)	●	●	● ¹⁾	●	●	●
眼に対する重篤な損傷性／刺激性 (B. 3(本ガイダンス 3.5.3) 参照)	●	●	● ²⁾	●	●	● ⁴⁾
呼吸器感作性又は皮膚感作性 (B. 4(本ガイダンス 3.5.4) 参照)	●	●	●	●	●	●
生殖細胞変異原性 (B. 5(本ガイダンス 3.5.5) 参照)	●	●			●	
発がん性 (B. 6(本ガイダンス 3.5.6) 参照)	●	●			●	
生殖毒性 (B. 7(本ガイダンス 3.5.7) 参照)	●	●			●	
特定標的臓器毒性(単回ばく露) (B. 8(本ガイダンス 3.5.8) 参照)	●	●	●	●	●	●
特定標的臓器毒性(反復ばく露) (B. 9(本ガイダンス 0) 参照)	●	●	●	●	●	●
誤えん有害性(B. 10(本ガイダンス 3.5.10) 参照)	●	●	●	●	●	
水生環境有害性 (C. 1(本ガイダンス 4.4.1) 参照)	●	●	● ³⁾	●	●	

(c) 個々の成分に関する既知の情報に基づいて、混合物の危険有害性を推定

例) 【急性毒性】 (加算式による分類)
混合物の全成分についてデータが利用できる場合

$$\frac{100}{ATE_{mix}} = \sum_{i=1}^n \frac{C_i}{ATE_i}$$

ATE_{mix} : 混合物の急性毒性推定値

n : 成分数 (n のとき、 i は1から n)

C_i : 成分 i の濃度

ATE_i : 成分 i の急性毒性値 (利用可能な LD_{50} ／ LC_{50} 値など)

急性毒性が未知の
考慮すべき成分の
濃度の合計が10%
以下の場合に限る

例)【急性毒性】(加算式による分類) nite

混合物の全成分についてデータが利用できる場合

	混合物中の含有率 [%]	LD50 [mg/kg]
組成成分A	60	600
組成成分B	30	300
組成成分C	10	200

$$\frac{100}{ATE_{mix}} = \sum_{i=1}^n \frac{C_i}{ATE_i} = \frac{60}{600} + \frac{30}{300} + \frac{10}{200}$$

$$ATE_{mix} = \frac{100}{\frac{60}{600} + \frac{30}{300} + \frac{10}{200}} = 400 \text{ [mg/kg]}$$

図表 3.5.1 急性毒性値又は急性毒性推定値 (ATE) に基づく

ばく露経路	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4
経口 (mg/kg 体重)	$ATE \leq 5$	$5 < ATE \leq 50$	$50 < ATE \leq 300$	$300 < ATE \leq 2\,000$
経皮 (mg/kg 体重)	$ATE \leq 50$	$50 < ATE \leq 300$	$300 < ATE \leq 1\,000$	$1\,000 < ATE \leq 2\,000$

※LD50 (Lethal Dose 50% kill, Median Lethal Dose): 半数致死量

(c) 個々の成分に関する既知の情報に基づいて、混合物の危険有害性を推定

例) 【発がん性など】 成分のカットオフ値／濃度限界から分類

表 3.6.1 混合物の分類基準となる発がん性成分のカットオフ値/濃度限界^a

成分の分類：	混合物の分類基準となるカットオフ値/濃度限界：		
	区分 1 発がん性物質		区分 2 発がん性物質
	区分 1A	区分 1B	
区分 1A 発がん性物質	≥ 0.1%	--	--
区分 1B 発がん性物質	--	≥ 0.1%	--
区分 2 発がん性物質	--	--	≥ 0.1% (注記 1)
			≥ 1.0% (注記 2)

← JIS

表 3.9.3 混合物の分類のための、特定標的臓器毒性物質として分類された
混合物の成分のカットオフ値/濃度限界^a

成分の分類：	混合物の分類のためのカットオフ値/濃度限界：	
	区分 1	区分 2
区分 1 標的臓器毒性物質	≥ 1.0% (注 1)	1.0% ≤ 成分 < 10% (注 3)
	≥ 10% (注 2)	1.0% ≤ 成分 < 10% (注 3)
区分 2 標的臓器毒性物質		≥ 1.0% (注 4)
		≥ 10% (注 5)

← JIS

← JIS

濃度限界が併記されている場合、日本のJIS Z 7252では**大きいほうの値を採用**している。

GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム（NITE-Gmiccs）

nite

ラベル・SDSに必要な混合物のGHS分類（化学品の危険有害性判定）をWebブラウザからいつでもどこでも実施できる無料のシステムです。



混合物（製品）

組成情報

樹脂成分 30%

色素成分 20%

溶媒成分 40%

添加剤 10%

物性情報

引火点 45℃

国連番号 3066

性状 液体

インポート



エクスポート



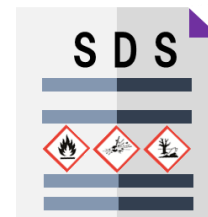
混合物の
GHS分類判定



GHSラベル要素



SDS様式



GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム
NITE-Gmiccs
(ナイト・ジミックス)

基礎データとして約3,400の単一物質（組成成分）の 「政府によるGHS分類結果」をNITE-Gmiccsへ収載

「政府によるGHS分類結果」

（便宜上、NITE分類と呼びます。）

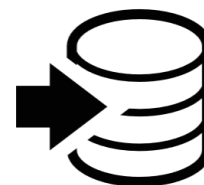


nite



分類結果をNITEが整理・統合
（NITE統合版GHS分類）

SDS・ラベルの作成支援のため
に政府がGHS分類を実施
約3,400物質



NITE-Gmiccs

GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム invented by METI
GHS Mixture Classification and Label/SDS Creation System

混合物（製品）に含まれる単一物質※¹を選択し、含
有率を入力すれば危険有害性の分類を判定※²します

「EU:CLP調和分類」

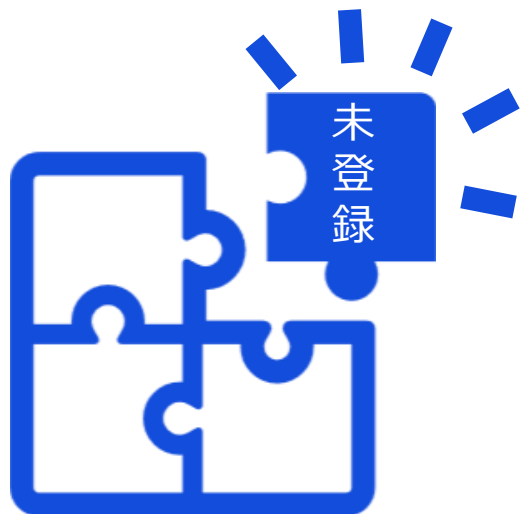


ヨーロッパのGHS分類※³
約4,700物質

- ※¹ 単一物質のデータがGmiccsに収載されていない（政府によるGHS分類結果がない）
場合はユーザーで準備し、Gmiccsに登録する必要があります。
政府によるGHS分類の有無はシステム内で検索又は以下のURL先から確認下さい。
＜NITE統合版GHS分類結果（政府によるGHS分類の最新版を集約）＞
https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_nite_download.html
- ※² 物理化学的危険性については一部のみの分類がシステムで判定されるため、
必ずユーザー側でロジックを確認してください。
https://www.ghs.nite.go.jp/link/ja/gmiccs_ClassificationLogic.html

※³ EUのCLP規則、附属書VI表3で公表されている有害性物質の分類に関する
情報です。

混合物（製品）中でNITE-Gmiccsに収載されていない
組成成分データは、ユーザー側で登録する必要があります！



NITE-Gmiccs

GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成システム invented by METI

- NITE-Gmiccsに未収載の成分情報（政府分類が無い化学物質の情報）については、登録が必要です。
- ユーザー側で組成成分のGHS分類情報を準備し、Step 1（化学物質(成分)GHS情報）で登録します。
- 成分のGHS分類情報がない場合は、データなし（分類できない）、として登録する必要があります。

※組成成分ごとのGHS分類方法については下記のNITEウェブページもご参照ください。

<GHS分類方法について>

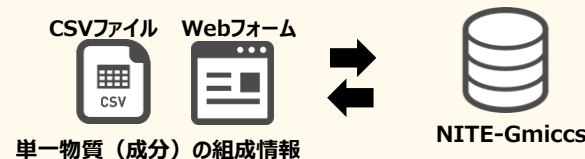
https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_classification.html

NITE-Gmiccsの利用イメージ

STEP

1

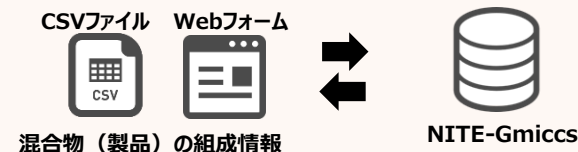
純物質のGHS分類情報などを入力
手入力 or エクセルフォーマット(CSV)でまとめてアップロード



STEP

2

混合物（製品）の組成情報などを入力
手入力 or エクセルフォーマット(CSV)でまとめてアップロード



STEP

3

分類判定ルールを選択すると
自動的にGHS分類されるのを待つだけ！



STEP

4

会社情報を入力するとGHS対応のラベルを出力
できます



STEP

5

GHS分類結果をSDS様式に出力できます
NITE-CHRIIPの一部法規制情報も反映します



※1：データ未収載の組成成分を含有する場合、先にStep 1（化学物質(成分)GHS情報）で情報を登録してください。

※2：GHS分類結果をSDS様式に出力するだけであり、各項目については追記の必要があります。

譲渡・提供・使用する際には必ず各項目を確認の上、作成者の責任の下に伝達してください。

STEP 5 GHS分類結果をSDS様式に出力できます
NITE-CHRIPの一部法規制情報も反映します



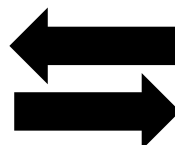
NITE-Gmiccs

GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成システム invented by METI

SDSの各項目はNITE-Gmiccs上の
Webフォームで編集可能



CSVファイルは
Gmiccsにインポートが可能



CSVファイル又は
Xlsxファイルで出力

安全データシート (SDS)	
混合物ID: NITE-MIX-1 作成日: 2017/12/7 改訂日: JIS 特定ルール: JIS 2019年度版	
1. 化学品等及び会社情報	
化学品名	ホルムアルデヒド (Formaldehyde)
製品コード	Gmiccs-NITE-0001
供給者の会社名	〇〇〇〇株式会社
住所	東京都〇〇区〇〇町
電話番号	03-1234-5678
電子メールアドレス	NITE@XX.XX.jp
ファックス番号	
緊急連絡電話番号	03-1234-5678
推奨用途	薬剤、染料、〇〇、△△
使用上の制限	〇〇には使用不可
国内製造事業者等の情報	△△△株式会社
備考	
2. 危険有害性の要約	
GHS分類	
物理化学的危険性	引火性液体 区分1
健康に対する有害性	急性毒性 (吸入: 蒸気) 区分4 急性毒性 (吸入: 粉じん、ミスト) 区分4 皮膚腐食性/刺激性 区分2 眼に対する重篤な刺激性/軽度 区分1 呼吸器刺激性 区分1 皮膚刺激性 区分2 生殖細胞変異性 区分2 発がん性 区分1A 特定機能的臓器毒性 (単回ばく露) 区分1 特定機能的臓器毒性 (反復ばく露) 区分1 特定機能的臓器毒性 (反復ばく露) 区分1
環境に対する有害性	水生環境有害性 短期 (急性) 区分2 水生環境有害性 長期 (慢性) 区分2
GHSラベル要素	絵表示 (ピクトグラム)

GHS/JISで定められた
16項目のSDS様式に出力

※GHS分類結果をSDS様式に出力するだけであり、各項目については追記の必要があります。
譲渡・提供・使用する際には必ず各項目を確認の上、作成者の責任の下に伝達してください。

NITE-Gmiccsで参照可能なNITE-CHRIPの法規制等

混合物に含まれる組成成分のCAS登録番号がNITE-CHRIPに掲載されている一部法律リスト（右図）に該当する場合はSDSの項目に情報を出力します

NITE-CHRIP

NITE化学物質総合情報提供システム

連携

※NITE-CHRIPでは全ての法律対象物質、全てのCAS登録番号を収載しているわけではありません。

※各法律における裾切値等は考慮しておりません。

NITE-Gmiccs に収載されている NITE-CHRIP の法律等のリスト

NITE-CHRIPに掲載されている一部の法律情報等	SDS要素出力項目	SDS要素出力小項目
化審法：第一種特定化学物質	1 5. 適用法令	その他の国内法令
化審法：既存化学物質	3. 組成及び成分情報	官報公示整理番号（化審法）
化審法：新規公示化学物質（2011年4月1日以降届出）	3. 組成及び成分情報	官報公示整理番号（化審法）
化審法：新規公示化学物質（2011年3月31日以前届出）	3. 組成及び成分情報	官報公示整理番号（化審法）
安衛法：名称公表化学物質	3. 組成及び成分情報	官報公示整理番号（安衛法）
安衛法：新規名称公表化学物質	3. 組成及び成分情報	官報公示整理番号（安衛法）
化管法（令和5年度分以降の排出量等の把握や令和5年度以降のSDS提供の対象）	1 5. 適用法令	化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）
毒物及び劇物取締法	1 5. 適用法令	毒物及び劇物取締法
安衛法：表示対象物、通知対象物	1 5. 適用法令	労働安全衛生法
安衛法：特定化学物質障害予防規則	1 5. 適用法令	労働安全衛生法
大気汚染防止法	1 5. 適用法令	その他の国内法令
水質汚濁防止法	1 5. 適用法令	その他の国内法令
土壌汚染対策法	1 5. 適用法令	その他の国内法令
日本産業衛生学会：許容濃度	8. ばく露防止及び保護措置	許容濃度
REACH：高懸念物質（SVHC）	1 5. 適用法令	その他の国内法令

混合物の分類方法とNITE-Gmiccsの関係

(a) 混合物そのものの試験データがあればそれを使用

(b) つなぎの原則 (Bridging principles)

- ①希釈
- ②製造バッチ
- ③毒性の高い混合物の濃縮
- ④一つの危険有害性区分の中での内挿
- ⑤本質的に類似した混合物
- ⑥エアゾール

(c) 個々の成分に関する既知の情報に基づいて、混合物の危険有害性を推定 (加算式、カットオフ値/濃度限界 等)

※物理化学的危険性には基本的に適用不可

NITE-Gmiccsの対応範囲

NITE-Gmiccsでできる事

人健康/環境有害性
のGHS分類判定



加算式及びカットオフ値で
実施できる分類

1

“一部”の物理化学的
危険性のGHS分類判定



可燃性ガス、酸化性ガス、引火
性液体はデータ次第
残りの項目は国連番号から分類

2

分類結果、ラベル・SDSの
日英対応

English

データの日英変換を自由に
英語での作業入力も可能

3

大量のデータを
入出力



複数の混合物（製品）情報や
単一物質（成分）情報をCSV
で入出力

4

NITE-Gmiccsでできない事

化学物質“単体”の分類

混合物ではない単一物質
の分類機能は設けていま
せん



1

他国のルールによる分類

国連GHS文書改訂 6 版
以外のルールによる分類は
実行不可
日英以外の言語は非対応



2

SDSの全項目の出力

SDS様式機能で出力したも
のを、そのまま完成したSDSと
して使用することはできません
必ず追記の必要があります



3

データがない物質の分類

Gmiccsに登録されていな
い組成成分はユーザーが
登録しないと分類ができま
せん



4

システム上にデータ保存

システム上にデータは保存されません

- ① 混合物組成情報
- ② 単一物質情報
- ③ 分類結果・ラベルSDS様式
は登録実行後にダウンロードして下さい



5

NITE-GmiccsのTopページ

<https://www.ghs.nite.go.jp/>



TOPページの上帯には各種説明等掲載しています。ご参照ください。

<使い方：NITE-Gmiccsの概要、操作説明書等を掲載しています>

✓ **NITE-Gmiccsの概要と使い方事例（まずはご参照ください！）**

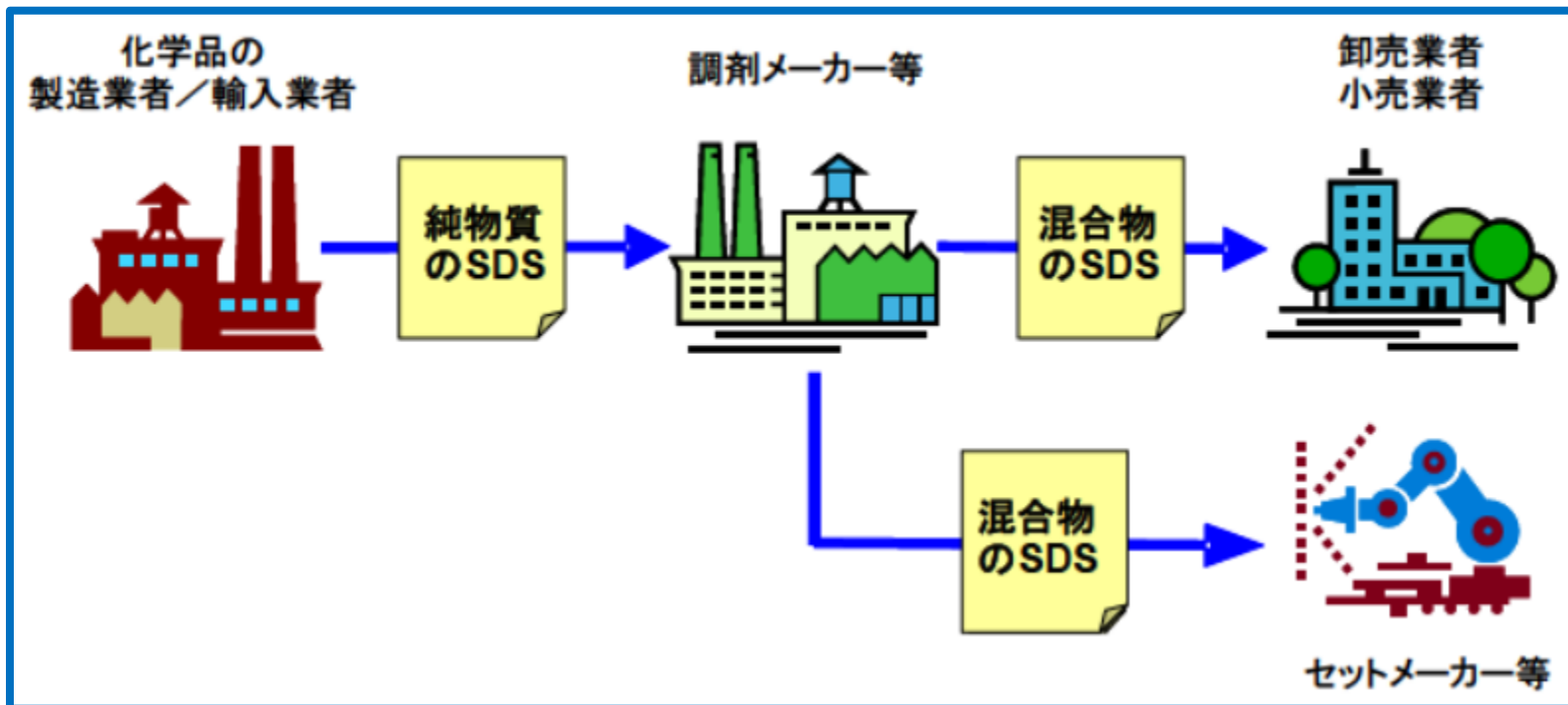
<分類ロジック：分類判定方法についての説明を記載しています>

✓ NITE-Gmiccs分類ロジック

本講義の内容

1. GHSの基礎
2. 化学物質（単一物質）のGHS分類
3. 混合物（製品）のGHS分類
- 4. SDSの基礎**

SDS（安全データシート）による情報伝達



- **S**afety **D**ata **S**heet
- 化学品を安全に取り扱うために**危険有害性等に関する情報を記載した文書**
- **事業者間**で化学品を取り引きする時までに提供し、相手方へ情報伝達
- 日本国内においては、**日本産業規格JIS Z 7253**に記載事項等が規定
- 文責は化学品の譲渡・提供元（SDSの作成者）にある。

（パンフレット）－GHS対応－化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS提供制度

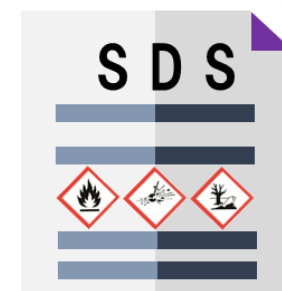
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130813-01.html>

SDSへの記載内容

JIS Z 7253:2019より

1. 化学品及び会社情報
2. 危険有害性の要約
3. 組成及び成分情報
4. 応急措置
5. 火災時の措置
6. 漏出時の措置
7. 取扱い及び保管上の注意
8. ばく露防止及び保護措置
9. 物理的及び化学的性質
10. 安定性及び反応性
11. 有害性情報
12. 環境影響情報
13. 廃棄上の注意
14. 輸送上の注意
15. 適用法令
16. その他の情報

**SDSの各項目の規定に従って、
作業場での安全確保、健康保護及び環境保護に
必要な手段がとれるようにすることが目的**



SDSへの記載内容

化学品に関する・・・

・作成者や供給者の同定情報

誰が化学品を製造したのか？
誰が流通させたのか？

・基本的な危険有害性情報

危険な（又は危険の可能性のある）成分が
どれくらい含まれているのか？

・安全に取り扱うための情報

事故を防ぐために
どのように扱うべきなのか？

安全データシート (SDS)		
改訂日 2018年03月16日		
1. 化学品等及び会社情報		
化学品等の名称	ホルムアルデヒド (Formaldehyde)	
製品コード	H29-B-039	
会社名	〇〇〇〇株式会社	
住所	東京都△△区△△町△丁目△△番地	
電話番号	03-1234-5678	
ファックス番号	03-1234-5678	
電子メールアドレス	連絡先@検セ.or.jp	
緊急連絡電話番号	03-1234-5678	
推奨用途及び使用上の制限	ポリアセタール樹脂・ユリア樹脂及びメラミン樹脂接着剤・フェノール樹脂・合成ゴム・メラミン樹脂（接着剤を除く）・ユリア樹脂（接着剤を除く）原料、溶剤	
2. 危険有害性の要約		
GHS分類	分類実施日	H30. 3. 16、政府向けGHS分類ガイダンス（H25年度改訂版（ver1. 1）：JIS Z7252:2014準拠）を使用
	（物化危険性及び健康有害性）	
		GHS改訂4版を使用
物理化学的危険性	可燃性／引火性ガス （化学的に不安定なガスを含む）	区分1
	高圧ガス	液化ガス
健康に対する有害性	急性毒性（経口）	区分4
	急性毒性（経皮）	区分3
	急性毒性（吸入：ガス）	区分2
	皮膚腐食性／刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分2
	呼吸器感作性	区分1
	皮膚感作性	区分1
	生殖細胞変異原性	区分2
	発がん性	区分1A
	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分1（神経系、呼吸器）
	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分1（中枢神経系、呼吸器）
分類実施日	（環境有害性）	環境に対する有害性はH18年度、GHS分類マニュアル（H18. 2. 10版）を使用
環境に対する有害性	水生環境有害性（急性）	区分2
注） 上記のGHS分類で区分の記載がない危険有害性項目については、政府向けガイダンス文書で規定された「分類対象外」、「区分外」又は「分類できない」に該当する。なお、これらに該当する場合は後述の11項に記載した。		
GHSラベル要素		
絵表示		
		

（厚生労働省モデルSDSより ホルムアルデヒド）

※危険有害性が全く無いことを証明する資料ではない！

危険有害性が全く無いことを証明する資料ではない！

そのSDSちょっと待って！

GHSでは使わない文言等で
過度に安全性が
強調されていないか？

分類等の根拠となる情報や
データが記載されているか？

安全データシート(SDS)

1. 化学品等及び会社情報

化学品等の名称: **安全な化学品A**

2. 危険有害性の要約

物理化学的危険性: **対象外、特になし**

健康に対する有害性: **無毒、無刺激**

環境に対する有害性: **なし、毒性なし**

4. 応急措置

危険性なし。処置は不要。

日本のラベル・SDS作成方法を規定するJIS nite

JIS

GHS に基づく化学品の危険有害性情報の
伝達方法ーラベル，作業場内の表示及び
安全データシート（SDS）

JIS Z 7253 : 2019

(JCIA/JSA)

令和元年 5 月 25 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権者により無断での複製、転載等は禁止されています。

← 日本産業規格 JIS Z 7253:2019
「GHSに基づく化学品の危険有害性
情報の伝達方法ーラベル，作業場内
の表示及び安全データシート(SDS)」

◆ 国連GHS文書の改訂6版に基づき、
日本におけるラベル・SDS作成方法
を規定している。

◆ JIS Z 7253に準拠したラベル・SDS
であればSDS三法の基本的な要求
に対応可能だが、各法令が個別に
要求している内容も確認が必要。
例) 毒劇法：「毒物又は劇物の別」

JIS準拠のSDS様式で適切な情報伝達を

統一的な記載項目

- ✓ 項目の順番は統一
- ✓ 項目名称は統一
- ✓ 項目数は16個

統一的な文言の使用

- ✓ 危険有害性の表現はJISに準拠
- ✓ 注意書きの文言はJISに準拠

統一的な危険有害性の分類基準

- ✓ 分類基準はJISに準拠
- ✓ 使用される絵表示はJISに準拠

安全データシート (SDS)		改訂日 2018年03月16日
1. 化学品等及び会社情報		
化学品等の名称	ホルムアルデヒド (Formaldehyde)	
製品コード	H29-B-039	
会社名	〇〇〇株式会社	
住所	東京都△△区△△町△丁目△△番地	
電話番号	03-1234-5678	
ファックス番号	03-1234-5678	
電子メールアドレス	連絡先@検セ. or. jp	
緊急連絡電話番号	03-1234-5678	
推奨用途及び使用上の制限	ポリアセタール樹脂・ユリア樹脂及びメラミン樹脂接着剤・フェノール樹脂・合成ゴム・メラミン樹脂（接着剤を除く）・ユリア樹脂（接着剤を除く）原料、溶剤	
2. 危険有害性の要約		
GHS分類 分類実施日	H30. 3. 16、政府向けGHS分類ガイダンス（H25年度改訂版（ver1. 1）：JIS Z7252:2014準拠）を使用	
	GHS改訂4版を使用	
物理化学的危険性	可燃性／引火性ガス （化学的に不安定なガスを含む）	区分1
健康に対する有害性	高圧ガス 急性毒性（経口） 急性毒性（経皮） 急性毒性（吸入：ガス） 皮膚腐食性／刺激性 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 呼吸器感作性 皮膚感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 特定標的臓器毒性（単回ばく露） 特定標的臓器毒性（反復ばく露）	液化ガス 区分4 区分3 区分2 区分2 区分2 区分1 区分1 区分2 区分1A 区分1（神経系、呼吸器） 区分1（中枢神経系、呼吸器）
分類実施日 （環境有害性）	環境に対する有害性はH18年度、GHS分類マニュアル（H18. 2. 10版）を使用	
環境に対する有害性	水生環境有害性（急性）	区分2
注）上記のGHS分類で区分の記載がない危険有害性項目については、政府向けガイダンス文書で規定された「分類対象外」、「区分外」又は「分類できない」に該当する。なお、これらに該当する場合は後述の11項に記載した。 GHSラベル要素 絵表示		



(再掲) ラベルとは

<JIS Z 7253における定義>

化学品に関する情報要素のまとまりであって、
かつ、**化学品の容器に直接印刷貼付け又は添付されるもの。**



ホルムアルデヒド (Formaldehyde)		
成分: ○○○○○	CAS番号:	50-00-0
		
危険		
危険有害性情報 極めて可燃性又は引火性の高いガス 高圧ガス: 熱すると爆発のおそれ 飲み込むと有害 皮膚に接触すると有毒 遺伝性疾患のおそれの疑い 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、呼吸器の障害		
注意書き 【安全対策】 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 環境への放出を避けること。 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。 【応急措置】 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 呼吸に関する症状が出た場合: 医師に連絡すること。 漏洩ガス火災の場合: 漏えいが安全に停止されない限り消火しないこと。 【保管】 容器を密閉しておくこと。 施錠して保管すること。 日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。 【廃棄】 内容物/容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。 【その他の危険有害性】 情報なし		
供給者: ○○○○株式会社		
毒物及び劇物取締法: 劇物		医薬用外劇物
消防法: 貯蔵等の届出を要する物質		
ロットNo. XYZ0123		

(厚生労働省モデルラベルを基に編集 ホルムアルデヒド)

**SDSから特に重要な情報を抽出し、視認性の良い記載にする
労働現場では容器にラベルが貼付られていることが重要**

ラベルに必要な情報

- 危険有害性を表す絵表示
- 注意喚起語
- 危険有害性情報
- 注意書き
- 化学品の名称
- 供給者を特定する情報
- その他国内法令によって表示が求められる事項



◆ーGHS対応ー 化管法・安衛法におけるラベル表示・SDS提供制度（経済産業省、厚生労働省）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar/GHSpamphlet.pdf

◆化管法SDS制度に関するQ&A（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html

◆化学物質対策に関するQ&A（ラベル・SDS関係）（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html

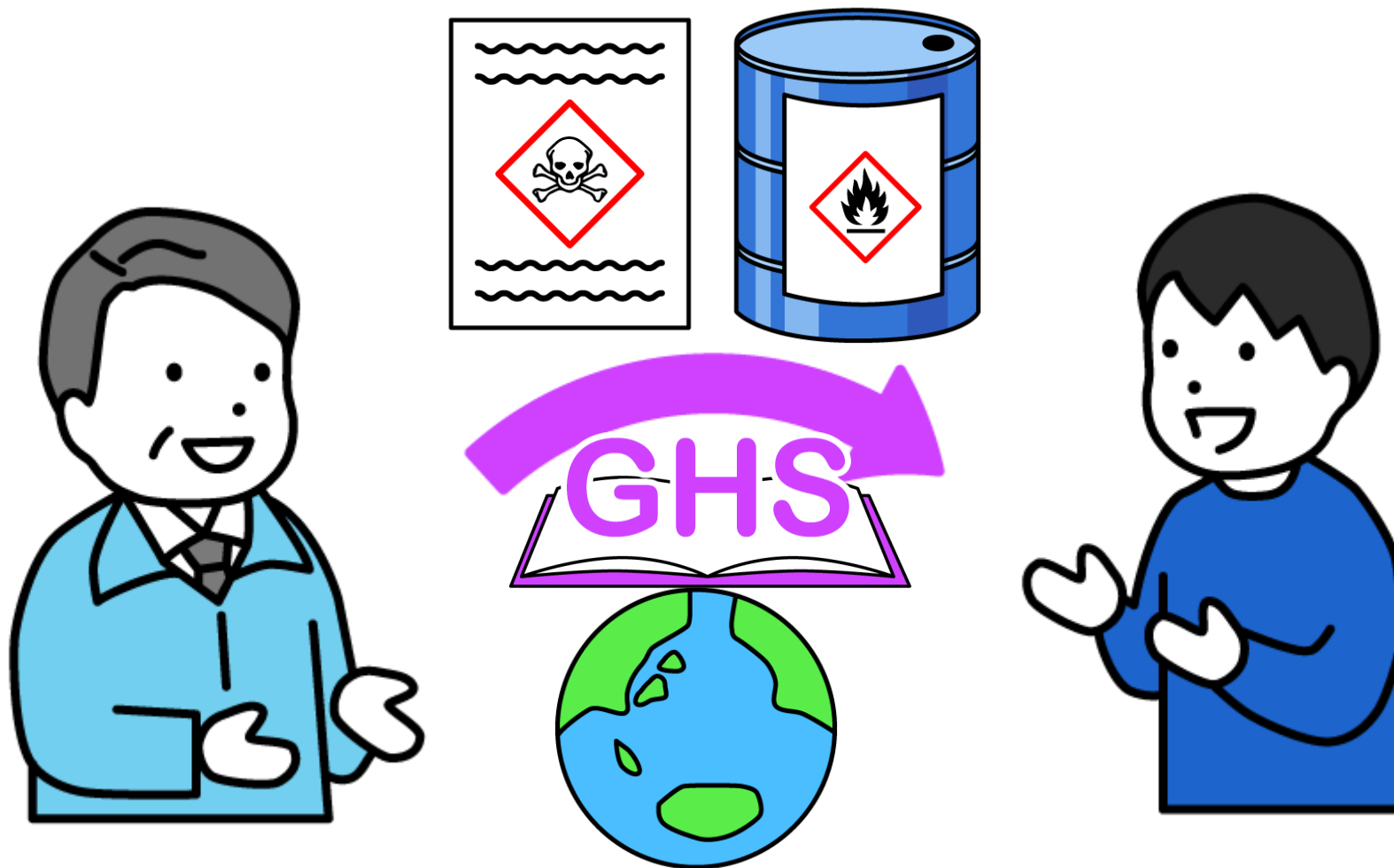
◆GHS対応モデルラベル・モデルSDS（厚生労働省）

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

◆化管法に基づくSDS・ラベル作成ガイド～事業者向けGHS分類ガイダンス・GHS混合物分類判定システム～（経済産業省）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar2023/sds_guidance_2023_r.pdf

社会を支える化学品の安全情報を nite SDS・ラベルで正しく伝達



GHS解説動画 【4分解説】GHS:SDS・ラベルとの関係とは??
他、様々な**GHS学習コンテンツ**を公開中！

https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_training.html

お問い合わせ先

化学物質管理センター情報基盤課 TEL. 03-3481-1999

メールお問い合わせフォーム

<https://www.nite.go.jp/cgi-bin/contact/?cid=00000130&lang=0>

Eメールアドレス

chem_information@nite.go.jp



独立行政法人
製品評価技術基盤機構
化学物質管理センター
情報基盤課

お気軽にお問い合わせください。

NITE-Gmiccs

GHS混合物分類判定ラベル作成システム invented by METI

<https://www.ghs.nite.go.jp/>

NITE-CHRIIP

NITE化学物質総合情報提供システム

https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop